

# マイナンバーカードの普及促進・利活用等について



マイナちゃん

総務省自治行政局  
住民制度課



マイキーくん

# マイナンバーカードの申請・発行・交付状況

【29年5月17日（水）時点】

	累計数	1日当たり平均 (5月11日～5月17日)	1日当たり平均 (4月の1か月間)
申請受付数	13,829,283	6,796	7,836
発送枚数	13,587,315	6,790	9,824
交付前設定 実施済み数	13,360,755	12,364 (※土日、祝日除く)	15,619 (※土日、祝日除く)
交付実施済 み数	11,498,072	12,512 (※土日、祝日除く)	14,595 (※土日、祝日除く)

# マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等の公表について(平成29年3月8日現在)

## 1 団体区分別

区分	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.3.8時点)	人口に対する交付枚数率
全国	128,066,211	10,717,919	8.4%
特別区	9,205,712	926,543	10.1%
政令指定都市	27,333,950	2,478,623	9.1%
市(政令指定都市を除く)	80,281,895	6,499,599	8.1%
町村	11,244,654	813,154	7.2%

## 2 区分別交付率上位10位

### 【特別区・市】

団体名	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.3.8時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	168,448	28,725	17.1%
奈良県橿原市	124,113	19,109	15.4%
愛媛県西予市	40,426	5,809	14.4%
奈良県生駒市	120,944	16,564	13.7%
兵庫県芦屋市	96,748	12,849	13.3%
東京都日野市	182,765	24,264	13.3%
東京都港区	243,977	31,310	12.8%
神奈川県鎌倉市	176,900	22,066	12.5%
兵庫県加東市	39,974	4,935	12.3%
神奈川県逗子市	59,991	7,300	12.2%

### 【町村】

団体名	人口 (H28.1.1時点)	交付枚数 (H29.3.8時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	363	138	38.0%
大分県東国東郡姫島村	2,202	836	38.0%
茨城県猿島郡五霞町	8,960	2,495	27.8%
福島県大沼郡昭和村	1,347	344	25.5%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,530	386	25.2%
沖縄県島尻郡北大東村	590	120	20.3%
奈良県吉野郡上北山村	567	102	18.0%
福島県双葉郡富岡町	13,866	2,452	17.7%
福島県南会津郡檜枝岐村	588	103	17.5%
福島県田村郡三春町	17,738	2,994	16.9%

# マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等の公表について(平成29年3月8日現在)

## 3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) 【H28.1.1時点】	交付枚数 【H29.3.8時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,401,210	404,742	7.5%
青森県	1,338,465	106,335	7.9%
岩手県	1,289,470	102,734	8.0%
宮城県	2,324,466	191,333	8.2%
秋田県	1,043,015	70,934	6.8%
山形県	1,129,560	67,050	5.9%
福島県	1,953,699	149,382	7.6%
茨城県	2,970,231	249,233	8.4%
栃木県	1,998,864	151,105	7.6%
群馬県	2,005,320	146,467	7.3%
埼玉県	7,323,413	630,483	8.6%
千葉県	6,265,899	600,931	9.6%
東京都	13,415,349	1,341,882	10.0%
神奈川県	9,136,151	954,473	10.4%
新潟県	2,319,435	146,401	6.3%
富山県	1,080,160	84,727	7.8%
石川県	1,157,042	79,447	6.9%
福井県	799,220	44,693	5.6%
山梨県	849,784	59,910	7.1%
長野県	2,137,666	146,825	6.9%
岐阜県	2,076,195	136,168	6.6%
静岡県	3,770,619	303,139	8.0%
愛知県	7,509,636	590,188	7.9%
三重県	1,850,028	120,802	6.5%

都道府県名	総数(人口) 【H28.1.1時点】	交付枚数 【H29.3.8時点】	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,419,863	107,151	7.5%
京都府	2,574,842	213,733	8.3%
大阪府	8,865,502	805,189	9.1%
兵庫県	5,621,087	538,648	9.6%
奈良県	1,387,818	135,941	9.8%
和歌山県	994,317	65,121	6.5%
鳥取県	579,309	41,797	7.2%
島根県	701,394	53,037	7.6%
岡山県	1,933,781	141,334	7.3%
広島県	2,863,211	253,758	8.9%
山口県	1,419,781	122,241	8.6%
徳島県	770,057	51,985	6.8%
香川県	1,002,173	71,482	7.1%
愛媛県	1,415,997	98,498	7.0%
高知県	740,059	39,748	5.4%
福岡県	5,122,448	372,146	7.3%
佐賀県	842,457	54,928	6.5%
長崎県	1,404,103	110,344	7.9%
熊本県	1,810,343	139,793	7.7%
大分県	1,183,961	88,913	7.5%
宮崎県	1,128,078	116,620	10.3%
鹿児島県	1,679,502	131,786	7.8%
沖縄県	1,461,231	84,342	5.8%

# マイナンバーカード交付事務に係る優良事例（宮崎県都城市）

## タブレット活用型マイナンバーカード申請補助

- ・市役所庁内の特設会場や各総合支所において、タブレットを利用した無料写真撮影サービス及びオンライン申請の手伝い等の申請補助を実施。
- ・申請補助は、企業や公共施設、商業施設を巡回する、マイナンバー制度説明会と一体でやるといった形でも行っている。



→マイナンバー制度説明会開催後、申請補助を実施



→タブレットによる写真撮影(左)と、タブレットを使ったオンラインでのカード申請の手伝い(右)

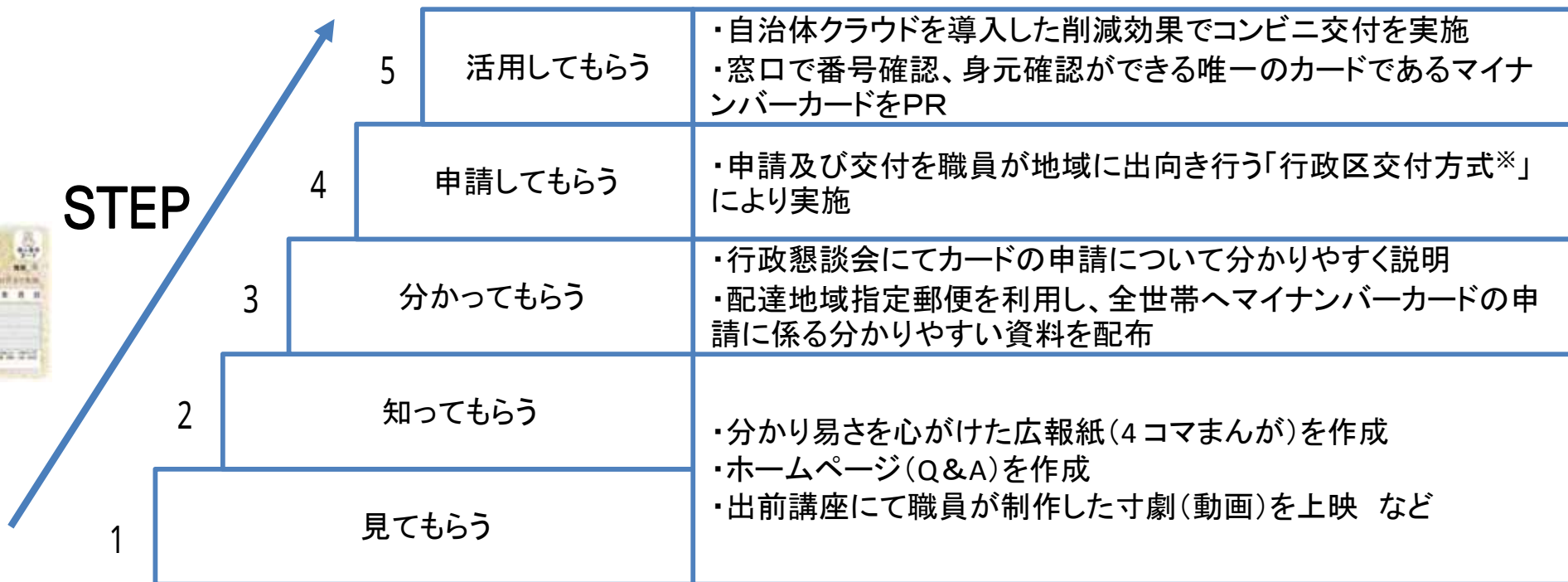
〔都城市のカード交付率は17.1%  
(平成29年3月8日現在)〕

# マイナンバーカード交付事務に係る優良事例（茨城県五霞町）

## 草の根ローラー作戦

マイナンバー制度開始前から庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、ワークショップを中心とした話し合いから生まれた「草の根ローラー作戦」を政府広報のタイミングと合わせて、小規模自治体の弱みを強みに変えて、メリットを活かした町民への周知活動を展開している。

### STEP



### ※ 行政区交付方式

役場全職員がグループを作り、各行政区へ出向きカードの交付申請をタブレット端末にてWEB申請に必要な写真撮影(無料)から実際の申請までをサポート。交付も同様の流れで実施。【YouTube】<https://youtu.be/mYOxe9cw-w4>



<広報紙の4コマ漫画>

五霞町の  
カード交付率は

**27.8%**

(平成29年3月8日現在)





## 個人番号カードについて企業や学校等で まとめて申請いただけます。

### ◆◆従業員や学生等が個人番号カードを取得するメリット◆◆

- 1 現在発行している社員証・学生証を個人番号カードに一元化することが可能です。
- 2 ICチップを活用して、個人番号カードに社員向け・学生向けの独自のサービスを搭載することが可能です。
- 3 ICチップを活用して、従業員のマイナンバーの収集が必要な場面で、正確かつ効率的な収集を行うことが可能です。

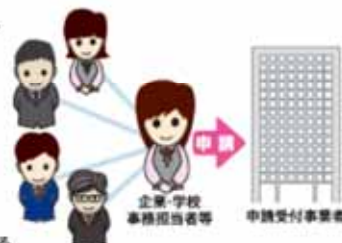
※個人番号カードの交付は個人の自主的な申請に基づくものです。

**交付までの業務フロー** 個人番号カード交付に関して、従業員や学生等の個人番号カードの申請を勤務先企業や学校等において一括して行うことができます。

### case 1 勤務先企業や学校等による一括申請

企業や学校等で申請書\*をとりまとめ、一括して申請を行うことができます。

平成28年1月～ 各市区町村から交付準備ができた旨の通知書が送付されます。市区町村へ来庁いただき、本人確認のうえカードを交付します。



※申請書については、マイナンバーの通知とともに全国民に郵送される交付申請書を持参いただくか、地方公共団体情報システム機構ホームページからもダウンロードできます。

### case 2 勤務先企業や学校等に市区町村職員が出向き一括申請受付

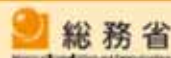
市区町村と調整のうえ、企業や学校等に市区町村職員が出向き、本人確認を行い一括して申請\*を受け付けることができます。

平成28年1月～ 住所地の市区町村から本人限定受取郵便等でカードを交付します。



企業や学校等が所在する市区町村にまずはご相談ください。

※申請書については、case1と同様です。



## マイナンバーカードの企業一括申請 (市区町村職員が企業に出向くパターン)



### メリット①

役所での受取が不要です！



市区所

**マイナンバーカードの受取のために、従業員が、市区町村の窓口に来庁する必要がありません。**

⇒ マイナンバーカードの受取には、本人がお住まいの市区町村の窓口  
に足を運んでいただく必要がありますが、この方式をとれば、この負担を軽減することができます。



### マイナンバーカードって？

マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完了できます！

平成29年7月から始まる「マイナポータル」にログインできます！\*

住民票の写しや印鑑証明書をコンビニで取得できます！\*\*



\*1 詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。 \*2 お住まいの市区町村によってサービスの内容が異なる場合があります。

### メリット②

社員証・入退館証としての利用がスムーズに進みます！



**従業員等のマイナンバーカードの申請を一括して行うことで、社員証・入退館証としてのマイナンバーカードの利用を計画的に進めることができます。**

⇒ マイナンバーカードを社員証・入退館証としてご利用いただくことにより、システム上、入退館の高度なセキュリティ管理を行うことや、入退時間を把握することで労務管理に利用することも可能です。

<これまでの利用実績(平成27年10月5日～平成28年3月31日)>

全国22都府県41市区町(東京都杉並区、兵庫県神戸市)など 12,170件

<お問い合わせ先>

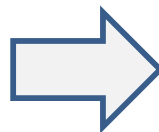
事業所所在地市区町村マイナンバーカード担当課(戸籍・住民課など)

# マイナンバーカード交付事務等の適正な実施について

コールセンターから市町村の窓口における不適切な案内の事例が報告されている。

## 【事例】

A市内で転居をしたため通知カードの券面変更についてA市に問合せたところ、裏面に新しい住所を自分で記入して良いとの案内を受けた。自分で記入してしまうと住所が正しいものだと証明出来ないのではないかと思い、コールセンターに問い合わせたもの。

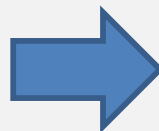


## 【対応】

通知カードの券面変更手続き時の裏面への追記は、市区町村の職員が行うこととなっているため、A市にて手続きを行うよう案内した。

## 【事例】

引越と併せてマイナンバーカードの申請方法について相談したところ、転出前の交付申請書で申請が可能との案内を転出先のB市で受けたので、申請を行った。その後、交付通知書が届かないので、状況確認のためコールセンターに問い合わせたもの。

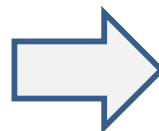


## 【対応】

他の市区町村に転入した場合、転出前の住所が記載されている交付申請書を使用して申請することが出来ないため、B市に交付申請書を手交してもらった上で、再度申請するよう案内した。

## 【事例】

マイナンバーカードを紛失し一時停止をしたが、紛失していたマイナンバーカードが見つかったので、C市へ一時停止解除の相談をしたところ、コールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



## 【対応】

紛失したマイナンバーカードの一時停止を解除する場合にはコールセンターではなく住所地市区町村で手続きを行うこととなるため、再度、C市で手続きを行うよう案内した。

これらの市区町村窓口における不適切な案内の報告等を受け、留意点をまとめた通知※を発出。  
併せて、窓口で住民に配布するなど使用できるよう、住民向けのリーフレット(次ページ参照)を作成。

※ 転出入により住所地が異動した場合における個人番号カードの交付等事務の適正な実施について(通知)(平成29年3月14日付け総務省自治行政局住民制度課長から各都道府県住民基本台帳担当部長及び社会保障・税番号制度担当部長あて通知)





# マイナンバーカードの発行等に要する経費(平成29年度予算)

マイナンバーカードの発行等に要する経費:H29年度予算 142.8億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行(500万枚)等を実施するための予算措置を行うもの。

**個人番号カード交付事業費補助金:126.1億円(平成28年度当初:117.2億円)**

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助(補助率10/10)

委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- 通知カード等の作成・発送事業 12.9億円
- マイナンバーカードの申込処理・発行事業 70.6億円
- マイナンバーカードの製造事業 28.6億円
- コールセンター事業 14.0億円

**個人番号カード交付事務費補助金:16.7億円(平成28年度当初:21.7億円)**

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員の追加等に要する人件費等の経費を対象)(補助率10/10)

	27年度当初 (1,000万枚)	27年度補正 (1,500万枚)	28年度当初 (500万枚)	29年度当初 (500万枚)
個人番号カード交付事業費補助金	443.2億円	213.5億円	117.2億円	126.1億円
個人番号カード交付事務費補助金	40.0億円	65.1億円	21.7億円	16.7億円
合計	483.2億円	278.6億円	138.9億円	142.8億円



# マイナンバーカードのマイキー部分について

## ◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

### マイナンバーカードの裏面



#### ①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

#### ICチップ内のAP構成

電子証明書  
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

#### ②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に  
例:金融機関におけるインターネットバンキング等

利用者証明用電子証明書のイメージ

発行番号 R2222  
発行年月日 〇年〇月〇日  
有効期間 〇年〇月〇日  
発行者 機構



利用者証明用公開鍵

- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

#### ③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能  
例:印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

マイキー部分



# マイナンバーカードのメリット

行政

民間

## 個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として  
個人番号カードを提示

○所得把握の精度向上  
○公平・公正な社会を実現

券面

を利用

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

## 本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

券面

または

電子  
証明書

を利用

◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。  
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

## 付加サービスを搭載した多目的カード

- 国～国家公務員身分証としての活用を開始し、健康保険証の機能搭載を検討中
- 自治体～職員証、印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが  
個人番号カードに一元化

券面

または

アプリ

または

電子  
証明書

を利用



行政

## コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、  
印鑑登録証明書などの公的な  
証明を取得できる。

○住民の利便性向上  
○市町村窓口の効率化

アプリ

または

電子  
証明書

を利用

平成29年4月3日現在、402市町村が導入し7,340万人が利用できる。平成29年度中に、導入市町村は444に増加し約7,800万人が利用できることとなる予定。

## 各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用  
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化  
○手続き漏れによる損失の回避

電子  
証明書

を利用

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

民間

## 各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発  
→公的個人認証サービスの民間開放  
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を  
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、  
各種の民間のオンライン取引に  
利用できるようになる。

電子  
証明書

を利用



# マイナンバーカード利活用推進ロードマップの目的

## 【策定の趣旨】

- マイナンバーカードの利便性を高めるための取組について、その内容を具体化するとともに、検討のスケジュールや実現の時期を明確にする観点から、本ロードマップを作成。

(参考)官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第13条第1項においても、「国は、個人番号カードの普及及び活用を促進するため、個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講じるものとする。」とされている。

- 本ロードマップに基づき、マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大の観点から、身分証等としての利用、行政サービスにおける利用、民間サービスにおける利用を推進するとともに、平成29年秋頃に本格運用が開始されるマイナポータル<sup>1</sup>の利便性向上や、マイナポータル等へのアクセス手段の多様化を積極的に推進することとし、そのための関係府省の連携を強化。

- なお、本ロードマップについては、PDCAサイクルを確保する観点から定期的に進捗状況を点検するとともに、必要に応じて見直しを実施。



## 【本ロードマップの方向性】

1. マイナンバーカード・公的個人認証サービス等の利用範囲の拡大
  - (1) 身分証等としての利用  
民間企業における本人確認書類としての活用を促進するとともに、官民における職員証・社員証・入退館証としての導入を推進。
  - (2) 行政サービスにおける利用  
住民票の写し等のコンビニ交付や図書館利用など行政サービスでの利用とともに、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイントの導入を推進。  
さらに、政府調達での利用や海外における公的個人認証機能の継続利用に向け検討。
  - (3) 民間サービスにおける利用  
行政サービスに限定されず、金融やチケットなど民間企業の提供するサービスもマイナンバーカードで利用可能となるよう取組を推進。
2. マイナポータルの利便性向上  
平成29年秋頃に本格運用開始予定のマイナポータルで、マイナンバーカードを使って、情報提供等記録や自己情報の確認、ワンストップでの子育て関連手続の申請・届出のほか、行政や民間企業からのお知らせの受け取りなど、官民のオンラインサービスをワンストップで利用可能にする取組を推進。
3. アクセス手段の多様化  
各種の官民サービスに対し、パソコンのカードリーダーに接続して利用する方法だけでなく、スマートフォンやテレビからもアクセス可能となるよう検討。

# マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
マイナンバー制度の動き	<p>【平成27年10月～】 マイナンバーの通知</p> <p>【平成28年1月から順次】 マイナンバーの利用開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障分野（子育て、介護保険、医療保険、雇用保険）</li> <li>・ 税分野（28年分所得の申告書、法定調書等への記載）</li> <li>・ 災害対策分野（被災者台帳の作成）</li> </ul> <p>【平成31年通常国会（自途）に向けて検討】 戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い業務への拡大について検討し法制上の措置</p> <p>【平成28年1月～】 マイナンバーカードの交付</p>	<p>【平成29年1月】 日本年金機構への相談・照会におけるマイナンバーの利用開始</p> <p>【平成29年秋頃～】 情報連携の本格運用開始（7月から試行運用開始） ※ 日本年金機構は、平成29年11月末までの間で政令で定める日までは、情報連携ができない</p> <p>【平成29年秋頃～】 マイナンバーの本格運用開始（7月から試行運用開始） ※ 順次、利用環境の整備を進める</p>	<p>【平成30年1月から】 預貯金口座への付番</p>
身分証等としての利用	<p>公務員等や民間企業の職員証・社員証 国家公務員等で利用開始（平成28年4月） 民間企業の社員証や自治体での職員証としての導入を促す経済団体及び自治体向け通知を发出（平成28年11月）</p> <p>本人確認手段として活用 （金融機関での口座開設、電話契約、古物品販売、酒・たばこ販売など） 電話加入契約（携帯、固定）の本人確認書類として利用可能な旨の周知を図る電気通信事業関係団体向け通知を发出（平成27年11月） 本人確認手段としてマイナンバーカードの活用を促す経済団体向け通知を发出（平成28年11月）</p> <p>マイナンバーカード等への旧姓併記など券面記載事項の充実</p>	<p>国、地方公共団体、独法、国立大学法人等での導入を促進</p> <p>引き続き活用を促進</p>	
行政サービスにおける利用	<p>カードの多機能化の推進（行政サービスにおける利用） （印鑑登録証、公共施設利用カード、自治体ポイントカードなど） 一部の地方公共団体で開始（図書館カード等として利用） マイキープラットフォームによる地域活性化施策の策定</p> <p>住民票、戸籍等の証明書のコンビニ交付 270自治体（対象人口5,341万人） 【H28.10.1時点】 提供自治体の拡大を促進するためのアクションプログラム取りまとめ（平成28年12月）</p> <p>海外における継続利用</p> <p>電子委任状を活用した電子調達</p>	<p>住民基本台帳法施行令等の改正作業 システム改修・テスト等/自治体の関係規程の改正等</p> <p>引き続き各自治体における利用を促進</p> <p>マイキープラットフォームを使った実証（平成29年8月頃～平成30年3月） 公立図書館（1,350自治体）、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施</p> <p>未参加自治体の導入推進</p> <p>法制度の検討（公的個人認証法）</p> <p>法制度の検討（電子委任状法）</p> <p>公的個人認証サービスを活用する民間事業者の認定開始（平成28年2月）</p> <p>インターネットバンキングへの認証手段</p> <p>電子委任状を活用した証明書、契約書の電子化促進</p> <p>医療・健康情報へのアクセス認証手段</p> <p>イベント会場等へのチケットレス入場・不正転売防止</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場における入場管理・ボランティア管理との連携</p> <p>カジノ入場規制</p> <p>官民の認証連携推進 （マイナンバーカードと連携したIDの認定制度等）</p> <p>医師資格（HPKI）との連携</p> <p>カードの多機能化の推進（民間サービスにおける利用） （診察券、クレジットカードなど）</p> <p>医療保険のオンライン資格確認の導入</p>	<p>平成30年度以降速やかに施行</p> <p>マイキープラットフォームを使った実証（平成29年8月頃～平成30年3月） 公立図書館（1,350自治体）、地域産物等購入への地域経済応援ポイント活用等を実施</p> <p>対象人口1億人超を目標 【H31年度末時点】</p> <p>海外転出後の公的個人認証機能の継続利用の実現（平成31年度中）</p> <p>マイナンバーカード及び電子委任状に対応した政府電子調達システムの基盤整備・利用促進</p> <p>公的個人認証サービス及びICチップ空き領域へのアプリ搭載による民間活用を引き続き促進</p> <p>群馬銀行の協力の下、ログイン/口座残高照会への活用実証（平成29年5月頃～）</p> <p>群馬県前橋市、兵庫県神戸市、香川県高松市の協力の下、雇用証明書を用いた実証実験（平成29年5月頃～）</p> <p>患者など本人の認証に関する群馬県前橋市での取組成果も踏まえ、医師が医療データにアクセスする際の患者本人の同意取得の手段として活用する実証（平成29年春頃～）</p> <p>チケットの適正転売のためのシステム実証（平成29年5月頃～）</p> <p>IoTを使ったICクラウドで技術実証（平成29年10月頃～）</p> <p>チケットング及びボランティア管理におけるサービス内容、技術面の検討</p> <p>IR法*の附帯決議を踏まえ、内閣官房で検討される入場規制の内容に応じカードの活用方法を検討</p> <p>検討体制を組成して検討（平成29年7月を目標に取りまとめ）</p> <p>群馬県前橋市におけるHPKIとJPKIの利用拡大に関する日本医師会と（一社）ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構との検討状況も踏まえ、HPKIカード（電子医師資格証）との連携の実証（平成29年5月頃～）</p> <p>群馬県前橋市などの医療関係者の協力の下、共通診察券として利用するための実証（平成29年5月頃～）</p> <p>厚生労働省においてシステム開発</p>
民間サービスにおける利用			<p>8社を認定 【H28.11.1時点】</p> <p>JPKIを活用した認証の仕組みの実用化を図る</p> <p>自治体などにおける実用化を図る</p> <p>地域における実用化を図る</p> <p>関係事業者による実用化を図る</p> <p>組織委員会との連携に係る検討状況及び上記実用化の状況を踏まえ、競技会場における実証の検討を進め、導入を目指す</p> <p>特定符合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）</p> <p>法制度の検討</p> <p>地域における実用化を図る</p> <p>民間事業者等との検討結果を踏まえ、地域や各業界での実用化を図る</p> <p>段階的運用の開始（平成30年度） 本格運用の開始（平成32年）</p>

# マイナンバーカード利活用推進ロードマップ

項目	平成28年	平成29年	平成30年以降
マイポータル の 利 便 性 向 上	マイポータルの利用環境整備 官民のオンラインサービスとの連携	システム開発・テスト	<p>マイポータルアカウントの開設開始(平成29年1月～) e-Taxとの認証連携開始(平成29年1月～)</p> <p>ねんきんネットや金融機関の顧客サイトなど 官民のオンラインサービスとの認証連携を拡大</p> <p>市町村にアクセス端末配置(平成29年～7月中)</p> <p>情報提供等記録、自己情報、お知らせの閲覧(平成29年7月～)</p> <p><b>マイポータル利用環境改善</b> ○平成29年7月～スマホQRコード認証アプリ利用開始等</p> <p><b>◎平成29年秋頃～PCログインアプリ利用開始等/スマホ電子署名利用開始等</b> ○平成30年4月頃～スマホ専用画面の利用開始等</p>
	子育てワンストップサービス	<p>子育てワンストップ検討タスクフォース にて子育てワンストップサービスの対象 手続等について検討・取りまとめ (平成28年9月)</p> <p>全市区町村での開始を促すアクションプログラム 取りまとめ・地方公共団体へ実施作業に係る ガイドライン提示(平成28年12月)・準備作業</p>	<p>保育所等の入所申請等 【平成29年10月～】</p> <p>児童手当現況届 【平成30年6月～】</p> <p>児童扶養手当現況届の 事前送信、面談予約 【平成30年7月～】</p>
	公金決済サービス	システム開発・テスト	<p>【平成29年7月～】 子育て関連手続でのサービス検索・閲覧の開始 順次、オンラインでの申請・届出、面談予約、検診や予防接種等のお知らせを実施</p> <p>自治体の電子的な公金決済サービスと連動し公金決済サービスを実施</p>
	引越や死亡等のライフイベントに係るワンストップ サービス		<p>実現に向けた方策の検討・取りまとめ(平成29年度)</p> <p>地方税や社会保険料のペーパーレスオンライン納付の 実現</p> <p>民間とも連携し、可能なものから順次サービス開始</p>
	医療費通知を活用した医療費控除の簡素化		<p>システム開発</p> <p>実施可能な保険者等から段階的に実施(平成30年1月～)</p>
	ふるさと納税額通知を活用した寄附金控除の簡素化		<p>【平成29年度～】 法制度の検討(地方税法) システムの整備</p> <p>【平成31年1月～】 できる限り速やかにサービス開始</p>
	国民年金保険料の免除該当者等に対する情報提供の強化		<p>【平成29年度以降】 ※日本年金機構における情報連携の予定が未定のため実施時期は未定</p>
アクセス手段の 多 様 化	スマートフォンでの読み取り	<p>平成28年11月以降、対応スマートフォン 順次発売(ドコモ・au・ソフトバンク)</p>	対応製品の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進
	スマートフォンのSIMカード等への搭載		<p>技術実証(イベント入場において実証実験 (平成29年3月)) 法制度の検討(公的個人認証法)</p> <p>SIMカード等へのダウンロード サービスの実用化を図る (平成31年中)</p>
	CATVからのアクセス	<p>富山県南砺市でマイナンバーカードを活用した 母子健康手帳、お薬手帳サービスを実用化 (平成28年4月)</p>	<p>岩手県巻町及び高知県南国市において、マイナンバーカードを活用した 見守りサービスや電子お薬手帳サービスの実用化を目指す (平成29年度中目標)</p>
	デジタルテレビからのアクセス	<p>推進組織((一社)スマートテレビ連携・地域防災等対応システム普及 高度化機構)設立(平成27年9月) 対応スマートテレビによる避難誘導の実証(平成28年3月～)</p>	<p>岩手県巻町や富山県南砺市、高知県南国市での取組状況も踏まえ、 ケーブルテレビ経由でマイナンバーカード読み取りを可能とする新たな 技術実証(平成29年5月頃～)</p> <p>スマートフォン等を活用したマイナンバーカード対応 STBについて、一部事業者において導入着手 (平成30年12月目標)</p>
			北海道西興部村、徳島県美波町での対応機器を使った実証結果も踏まえ、実用化に向けて検討

# 「コンビニ交付サービス」の普及拡大について

全国のコンビニエンスストア（約50,000）で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、マイナンバーカードの導入に伴い、更なる導入団体の普及拡大を図る。（ ）

## コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成29年5月15日時点	413	7,524万人
平成29年度末見込み	457	7,964万人

（※）コンビニ交付サービスの導入促進に関する総務大臣通知（平成28年9月16日）（抄）

「全国各地のコンビニで各種証明書が取得可能となるコンビニ交付サービスのメリットを、多くの国民に実感していただくためには、全国の市区町村における導入を目指すことが必要と考えておりますので、未導入団体におかれましては、導入に向けた早期かつ積極的な検討をお願いします。」

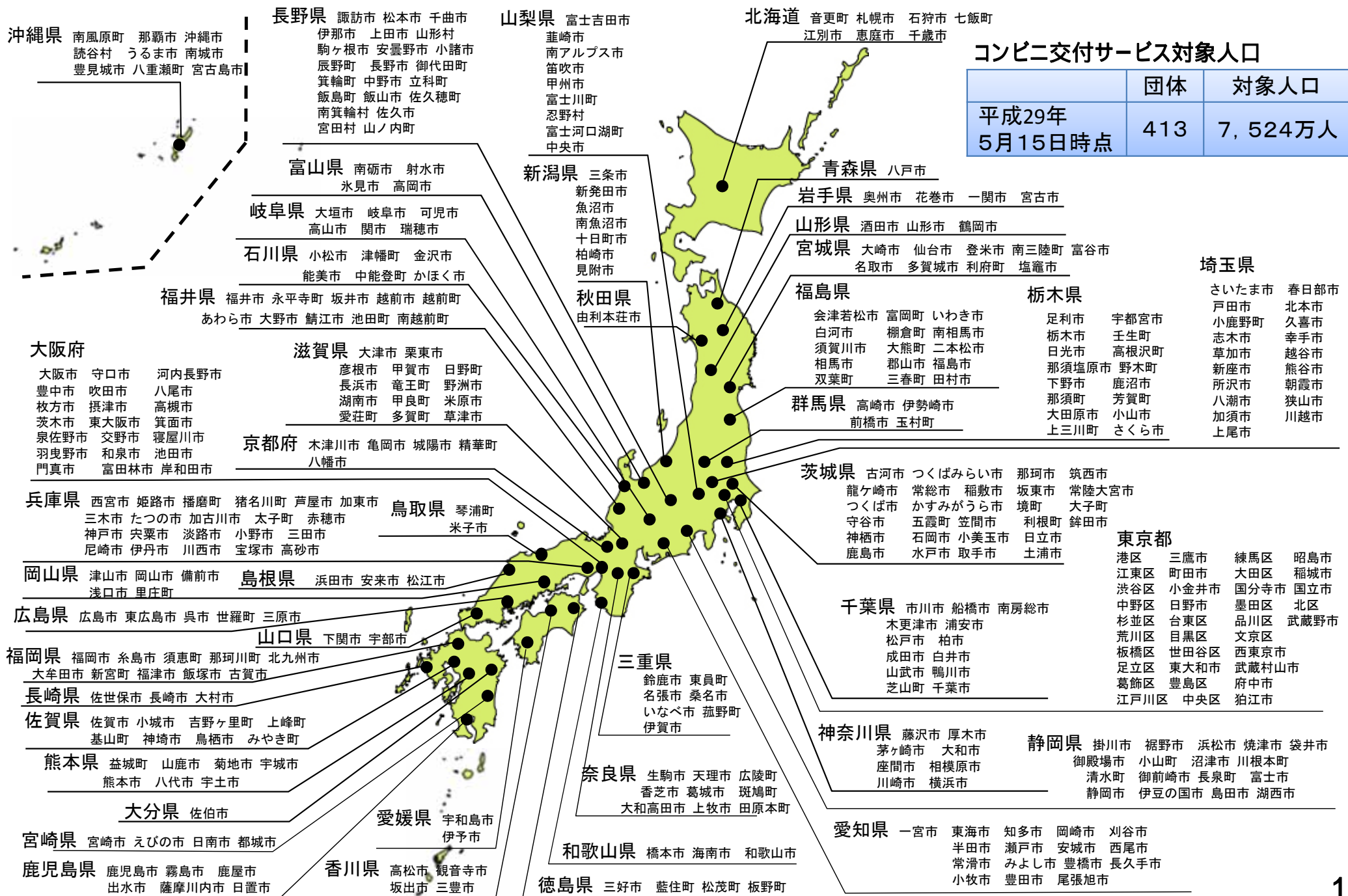
## 年度別コンビニ交付通数

種別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
住民票	259,500	360,944	432,348	748,120
住記載	228	1,260	2,213	6,310
印鑑	215,581	326,237	393,904	664,150
税	12,478	31,075	46,253	87,051
戸籍	12,433	20,518	24,643	47,196
附票	1,241	2,103	2,951	5,714
合計	501,461	742,137	902,312	1,558,541





# 市区町村の参加状況



# ワンストップ・カードプロジェクトアクションプログラム(コンビニ交付導入促進)【平成28年12月公表】

(基本コンセプト) コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、国民が「いつでも・どこでも・なんでも」証明書等の交付サービスを受けられることができる環境の構築を目指す。

課題	全国展開に向け講じる方策(特に小規模市町村に対する対応が必要)	
費用負担の緩和	「廉価版クラウド」の導入 (イニシャルコスト削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版クラウド」(住・印対象)を導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。</li> </ul>
	J-LIS運営負担金の削減 (ランニングコストの削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後参加団体数が増加する見込みを踏まえ、平成29年度から負担金総額を10%削減。負担金の減額幅は小規模市町村に配慮。 (人口100万以上:3%~町村:30%減額)</li> <li>・ さらに今後の参加団体数の推移に応じ、2年ごとに負担金の見直しを検討</li> </ul>
	コンビニ事業者へ支払う手数料引下 (ランニングコストの削減)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加団体数の増加見込等を踏まえ、市区町村がコンビニに支払う手数料について、平成29年度より1通123円から115円に引き下げ。</li> </ul>
国民の利便性向上	庁舎における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民の利便性向上・市区町村の業務効率化につながる庁舎自動交付機設置の検討を要請</li> </ul>
	郵便局における自動交付機 (キオスク端末)の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本郵便の地域貢献の一環として、郵便局におけるキオスク端末の設置を推進。 (市区町村への設置スペース等の無償提供、日本郵便による試行設置)</li> </ul>
	交付可能証明書類の統一 (戸籍証明書導入の促進)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J-LISの提案を踏まえ、民間事業者が「廉価版戸籍コンビニ交付システム」の導入を検討(費用は最大5割削減)。平成29年度サービス開始予定。</li> </ul>

## 【導入拡大に向けた新たな目標】

- ・ 国民の利便性向上のため、最終的には全市町村がコンビニ交付に参加するよう導入を促す。
- ・ 当面の目標としては、平成29年度から平成31年度までの3年間を集中取組期間として設定し、本アクションプログラムに基づき、コンビニ交付未参加団体の導入を促進。平成31年度末における実施団体の人口の合計が1億人を超えることを目指す。

## 【地方財政措置の拡充】

- ・ コンビニ交付サービス導入にかかる地方財政措置の期限を平成31年度まで延長。導入後3年間措置を講じる。
- ・ 全ての証明書(特に戸籍)導入を推進するため、特別交付税措置の措置上限額を5,000万円から6,000万円に引き上げ。

# (参考)見込まれる効果 現在のサービスと廉価版クラウド(住・印)の費用比較

## < コンビニ交付システムを導入した場合の団体が負担する費用比較 >

当初経費については、J-LISが平成28年度調査で集計した導入団体の平均金額と廉価版クラウドを導入した場合(金額は平成28年度に実施した参加予定調査アンケート結果で「参加を検討してもよい」とされた金額を目標に設定した金額)の費用比較

	項目	支払先	現在のサービス①	廉価版クラウド+負担金 減額+手数料減額②	差額(②-①)
<b>当初経費</b>					
1	基幹システム改修費/ コンビニ交付システム導入費	基幹システムベンダ/ 証明発行サーバ構築 ベンダ	16,000千円	7,000千円	-9,000千円
2	当初経費小計A		16,000千円	7,000千円	<b>-9,000千円</b>
<b>例年経費(年額)</b>					
3	負担金	J-LIS	1,000千円 (「町村」の場合の金額)	700千円 (「町村」の場合の金額)	-300千円
4	証明書交付手数料( 1)	コンビニ事業者	246千円 (1通:123円)	230千円 (1通:115円)	-16千円
5	コンビニ交付サービス利用料	証明発行サーバ構築 ベンダ	2,400千円 (月額200千円×12ヶ月)	1,800千円 (月額150千円×12ヶ月)	-600千円
6	年額経費小計B		3,646千円	2,730千円	<b>-916千円</b>
7	5年間経費合計 (小計A+小計B×5)		34,230千円	20,650千円	<b>-13,580千円</b>
参考	1通あたりの経費(※2) (5年間経費合計/ 5年×年間2,000通)		3,423円	2,065円	<b>-1,358円</b>

- ( 1 ) 証明書交付手数料は、年間交付通数2,000通を想定して試算  
( 2 ) 経費については、手数料収入、特別交付税措置分を含まず

行1、5の費用については、ベンダにより異なる。

# (参考)見込まれる効果 現在のサービスと廉価版戸籍の費用比較

## < コンビニ交付システムを導入した場合の団体が負担する費用比較 >

当初経費については、J-LISが平成28年度調査で集計した導入団体の平均金額と戸籍廉価版を導入した場合の費用比較。

	項目	支払先	現在のコンビニ交付システム①	廉価版コンビニ交付システム+手数料減額②	差額(②-①)
<b>当初経費</b>					
1	基幹系システム改修費/戸籍システム改修費	基幹系システムベンダ/戸籍証発ベンダ	40,000千円 <sup>3</sup>	8,000千円~	-32,000千円
2	当初経費小計A		40,000千円	8,000千円~	-32,000千円
<b>例年経費 (年額)</b>					
3	証明書交付手数料 ( 1 )	コンビニ事業者	246千円 (1通:123円)	230千円 (1通:115円)	-16千円
4	コンビニ交付利用料/保守料	戸籍証発ベンダ	3,000千円 (月額250千円×12ヶ月)	1,800千円 (月額150千円×12ヶ月)	-1,200千円
5	年額経費小計B		3,246千円	2,030千円	-1,216千円
6	5年経費合計 (小計A+小計B×5)		56,230千円	18,150千円 <sup>4</sup>	-38,080千円
参考	1通あたりの経費 ( 2 ) (5年間経費合計/5年×年間 2,000通)		5,623円	1,815円	-3,808円

1 証明書交付手数料は、年間交付通数2,000通を想定して試算

2 経費については、手数料収入、特別交付税措置分を含まず

3 戸籍同一人宛名データ連携費等に係る基幹系システム改修費/戸籍システム改修費は、『証発間連携IF1.0』による連携仕様標準化により、基幹系システム改修費/戸籍システム改修費が大幅に下がる見込み

4 基幹系システム改修費/戸籍システム改修費を800万円として試算

行1、4の費用については、ベンダにより異なる。



# マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置の拡充

## 1 趣旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

## 2 拡充内容（平成29年度～）

### 現行

- ・ 平成30年度までの措置
- ・ 必ずしも3年間措置を受けられない（全市区町村一律、平成30年度まで）
- ・ 上限額5,000万円

### 拡充後

- ・ 平成31年度まで（措置期限1年間延長）
- ・ 最大3年間の措置（平成31年度の導入で、最長平成33年度まで）
- ・ 上限額6,000万円（1,000万円引上げ）

### 算定対象となる経費（参考）

- A 基本構成機器（サーバ機器、端末機器及びデータベース等）の購入等経費
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料

- ※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る
- ※ 過去3年度以内に導入したもののうち、現年度の経費を措置

### 多目的利用の例（参考）

- ・ 証明書自動交付機（キオスク端末）の庁舎設置  
・ " " の郵便局設置  
→ 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大  
市区町村の業務効率化
- ・ カードの印鑑登録証としての併用  
→ 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- ・ 発行できる証明書の拡充  
→ 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

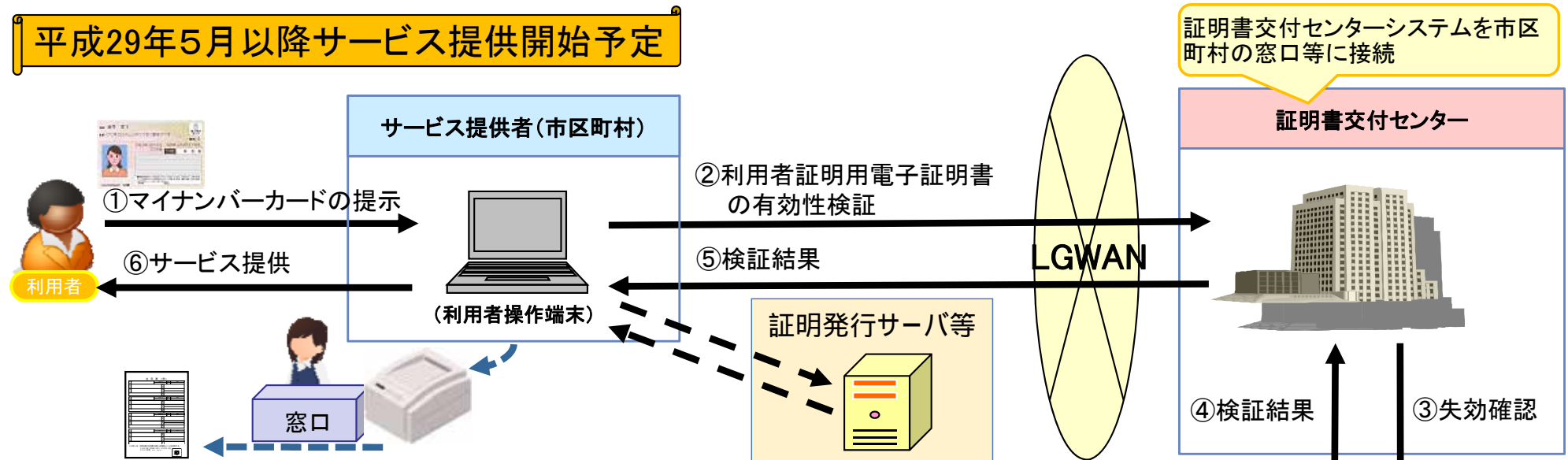
# コンビニ交付サービスの基盤の活用

コンビニ交付におけるマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の有効性検証基盤を活用し、市区町村の窓口での各種サービス提供の際にも公的個人認証サービスが利用できるようにするための検討を行っています。

＜確認の手順＞

1. 利用者は、サービス提供を受けるためにマイナンバーカードを提示する。
2. 証明書交付センターは、JPKIセンターにマイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書を検証（失効確認を含む。）する。
3. JPKIセンターから、サービス提供者へ利用者証明用電子証明書の検証結果を返却する。

平成29年5月以降サービス提供開始予定



例) 窓口で利用者証明用電子証明書で利用者の特定を行うケース(窓口での証明書交付サービス)

- ・市区町村窓口を利用者操作端末を設置
- ・利用者が利用者操作端末を操作し、マイナンバーカードをICカードR/Wにかざして証明書交付要求(利用者操作端末横のレシートプリンタから受付票が出力され、利用者が取る)
- ・市区町村の窓口カウンター裏(職員側)に設置のプリンタより、住民票の写し等の証明書を出力
- ・利用者が受付票を職員へ渡し交付手数料を支払った後、証明書を交付

コンビニ交付サービスのJPKI認証基盤を活用することで、公的個人認証サービスを使った窓口交付、印鑑登録証等のサービスが利用できるようになります。

# マイナンバーカードの職員証等としての利活用に関する地方公共団体への要請について

府 番 第 227 号  
総 行 住 第 219 号  
平成 28 年 11 月 25 日

各都道府県知事・政令指定都市市長 殿

内閣府大臣官房番号制度担当室長  
総務省自治行政局長  
( 公 印 省 略 )

## マイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報について（依頼）

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進に御協力いただき、深く感謝申し上げます。

マイナンバー制度については、本年1月に番号の利用とマイナンバーカード（個人番号カード）の交付が始まり、来年7月からは国及び地方公共団体における情報連携やマイナポータルの本格運用が開始される予定です。このため、国においては、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードについて、全国各地のイベントへの参加や、来年1月以降実施予定のテレビCM、新聞広告、雑誌、ウェブサイトなどを通じて、子育て世代・若者をはじめとする幅広い世代・対象に向けた周知・広報を集中的に展開していくこととしています。詳細なスケジュールにつきましては、今後デジタルPMOで随時情報提供しますので、御参照ください。

つきましては、貴地方公共団体におかれましても、マイナンバー制度による利便性の向上を国民の皆様に一層理解、実感していただくため、平成28年9月16日付け総務大臣通知（総行住第185号・総行情第68号）に基づくマイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討を進めるとともに、【別紙1】及び【別紙2】の広報・普及啓発媒体を御参照の上、地域の実情に応じ、広報紙への掲載、ホームページ、ソーシャルネットワークワーキングサービス（Facebook、twitter等）、ケーブルテレビ、コミュニティFMラジオ等での情報発信、住民向け説明会や出前講座の開催、各種イベントでのチラシの配布など、マイナンバー制度、特にマイナンバーカードについて、住民に対する周知・広報を積極的に展開していただくようお願いいたします。とりわけ、今後コンビニ交付サービスの導入を予定している地方公共団体においては、その旨積極的に周知・広報していただくようお願いいたします。

また、マイナンバーカードに関する周知・広報の展開に併せて、内閣府及び総務省から経済団体等に対して、マイナンバーカードの公的な身分証及び社員証等としての利活用の検討をお願いするとともに企業・団体等に一括申請方式を積極的に活用いただくよう周知を依頼しているところです【参考1】。

つきましては、企業・団体等におけるマイナンバーカードの一括申請につき、平成27年12月21日事務連絡を踏まえ、積極的な対応をお願いします【参考2】。

また、日本再興戦略及び世界最先端IT国家創造宣言（ともに平成27年6月30日閣議決定）において、マイナンバーカードの地方公共団体の職員証等としての利用を検討する方針が決定しておりますので、貴団体においても積極的にご検討頂きますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、この旨を貴都道府県内の市町村（政令指定都市を除く。）に御周知ください。

平成27年度から、既存の広報全般（広報紙、ホームページ等）に関する地方交付税措置に加えてマイナンバー広報に関する地方交付税措置が講じられていること及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

# マイナンバーカードによる職員の「出退勤管理」の導入(新潟県三条市)

## ◆職員の労務、健康管理のために出退勤時刻の管理

市職員の  
マイナンバーカード所持率

**85.4%**

(H28.4.1現在)

※市外在住者を除く

- 1 ターミナルにマイナンバーカードをかざすことにより、出退勤受付が行われる。



- 2 カード忘れ時などは管理PCより出退勤情報修正入力



- 3 宿直において、在庁舎管理  
人事部門において、職員の出退勤情報を照会・サービス残業等のチェック



- 職員の時間管理意識を高める！
- 労務管理、健康管理の徹底！
- 庁舎管理の簡素化！



・株式会社TKCが自社内のセキュリティルームの入退室や個人情報取扱端末の操作の権限の有無の認証に利用

<従来の認証等の方法>

個人情報などの機密情報を取り扱う業務を実施するために高い安全対策を講じている自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認や個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証については、社員カードやその都度振り出されるQRコードにより実施していました。

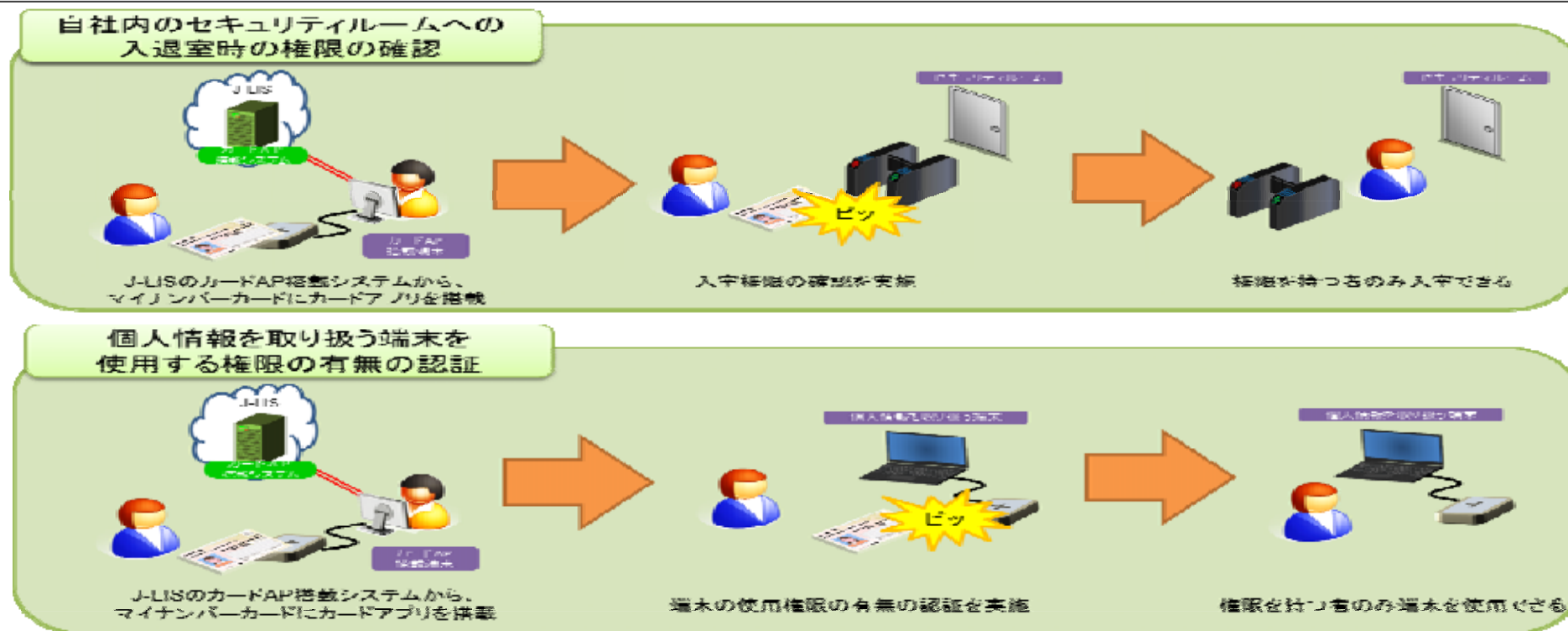
<マイナンバーカード空き領域の利用>

マイナンバーカードに搭載されているICチップの空き領域に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が提供している標準カードAPを搭載し、以下の事務についてマイナンバーカードにより実施します。

- (1) 自社内のセキュリティルームへの入退室時の権限の確認
- (2) 個人情報を取り扱う端末を使用する権限の有無の認証

<利用開始時期> 2017年夏頃

<利用予定人数> 100名



# マイキープラットフォームによる地域活性化方策

～民間利用が可能な電子証明書等(マイキー)を活用～  
※マイナンバーは使わない

自治体クラウドの強力な推進による  
飛躍的な低コスト化

たまったクレジットカードの  
ポイントやマイレージ等  
を地域で活用

ポイント年間発行推計(最少)	
クレジットカード	2,313億円
携帯電話(主要3社)	1,097億円
航空会社(主要2社)	629億円
	等
2014年度 野村総研推計	

マイキープラットフォーム

(マイナンバーカードを様々なサービス呼び出す共通ツールとして利用するための情報基盤)

自治体ポイント管理クラウド

(自治体クラウドを活用し経費率を低減)

低コスト化の分で  
住民還元率 UP

地域経済応援ポイント  
(民間資金の地域導入)

自治体ポイント

マイナンバーカード1枚で  
様々なサービス利用が可能

公共施設等利用者カード

- 図書館・美術館カード
- 自治体ポイント(行政ポイント)カード
- スポーツ施設利用カード
- 公共交通カード
- 駐輪カード
- 講座受講カード 等

※多様な自治体ポイント  
(既存の自治体ポイント全国合計約20億円)

- 子育て支援ポイント
- ボランティアポイント(介護等)
- 長寿祝い券/ポイント
- 健康増進ポイント
- 生涯学習ポイント
- イベント参加ポイント 等

まちなか  
公共施設

地元の逸品等

地域経済の活性化・好循環拡大  
(自治体ポイントを通じた需要増大)  
地域商店街などで活用

イベント

商店

既存の自治体カード

- 例) 鹿児島県内  
主要15種(284万枚)
- 豊島区  
21種(65万枚)等

総務省

連携

経済産業省  
(中小企業庁)

# 姫路市における図書館でのマイナンバーカードの活用

マイナンバーカードに標準搭載されている公的個人認証（JPKI）の利用者証明用電子証明書を活用し、マイナンバーカードによる図書館利用を実現 **平成28年11月27日サービス開始！**

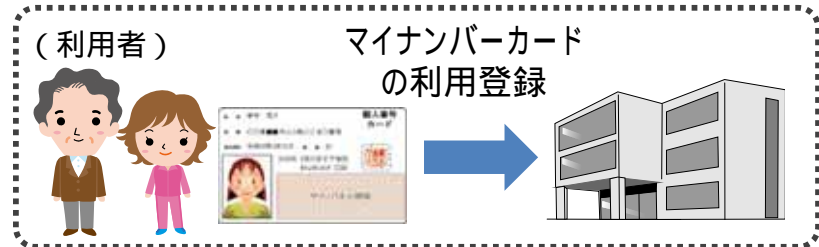
将来的には、「マイキープラットフォーム」に対応させる予定。



## ポイント

- 図書館利用者番号は書き込み不要
- カードの独自利用条例不要
- 利用登録は、図書館の窓口で可能

図書館利用者が、マイナンバーカード（電子証明書）の利用登録をすることでサービス利用が可能に！



## 【システム対応イメージ】

サービス端末



公的個人認証AP + パスワード

- 電子証明書登録機能の追加
- マイナンバーカード図書貸出機能の追加

電子証明書発行番号を図書館利用者番号に紐づけ登録

公的個人認証サービス  
(J-LIS サービス開始予定)

認証サービス

マイキープラットフォーム

【順次対応予定】

公的個人認証サービスセンター



## 今後の展開

・マイナンバーカードによる図書館利用を姫路市が中心となって形成している播磨圏域連携中枢都市圏に拡大を目指す。(対象：8市8町 計37館)

## ポイント

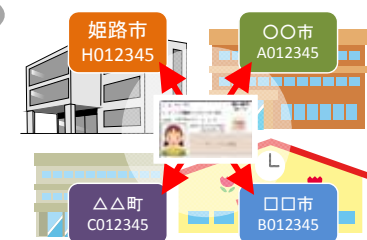
- 播磨圏域内の住民の利便性向上
- 圏域内のマイナンバーカード普及促進
- 今後の広域連携施策へのマイナンバーカードの活用

圏域住民は  
利用可能

姫路市・福崎町・神河町の図書館でのマイナンバーカード共通利用開始！

- ・福崎町：平成29年2月19日～
- ・神河町：平成29年3月1日～

## 【活用イメージ】



# デジタル母子健康手帳サービス

## 事業概要

群馬県前橋市など12自治体で実用化  
(テスト運用含む)【平成29年3月現在】

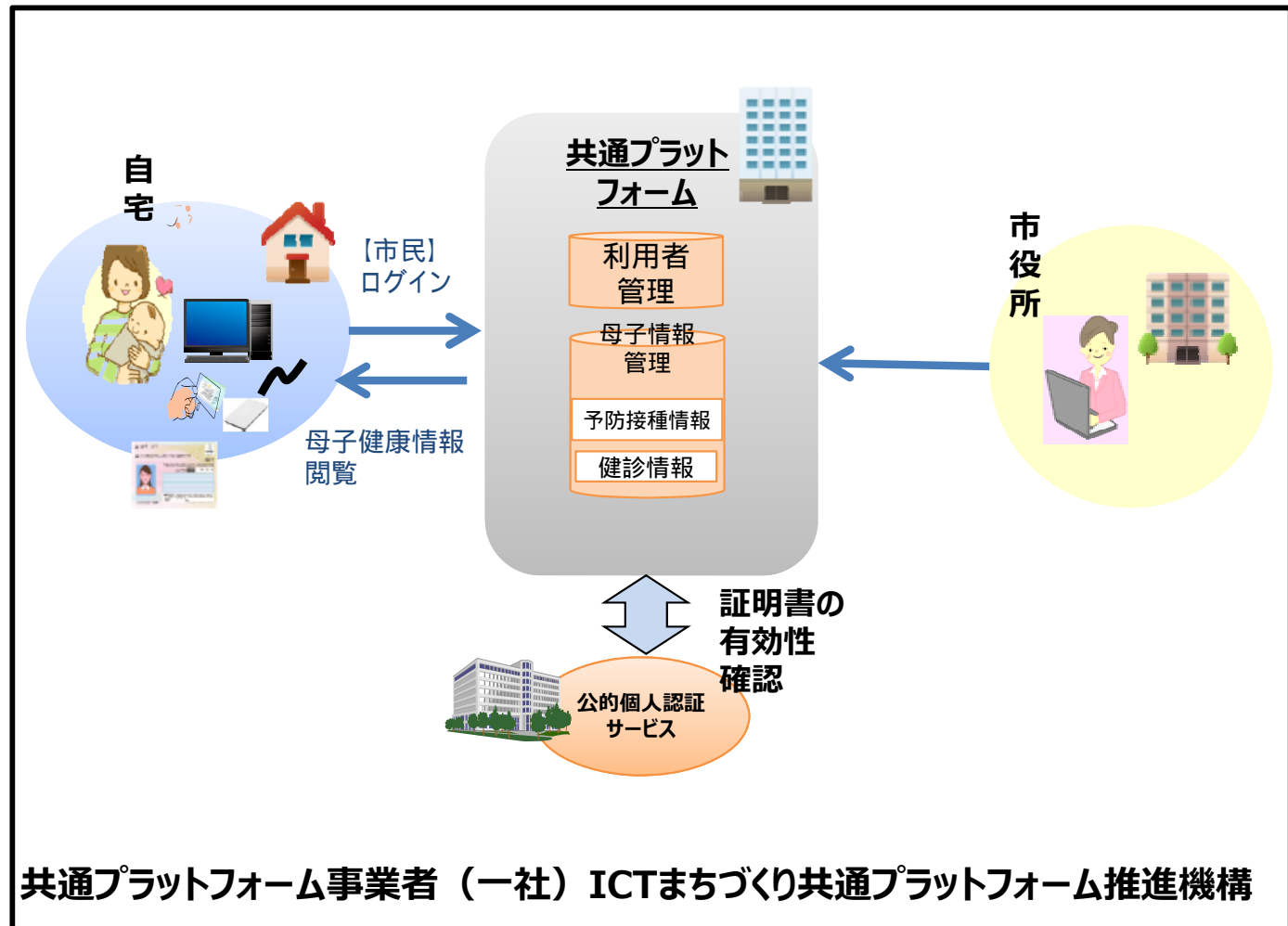
- 利用者は、マイナンバーカードを使って母子健康情報サービスの利用申請を行うとともに、母子健康情報を電子的に閲覧する。

## 利用者のメリット

- 予防接種記録、歯科検診記録、健診記録等、保健センター、小学校等における一貫した子供の健康情報を保存、閲覧可能

## 事業者のメリット

- 予防接種の接種漏れ防止

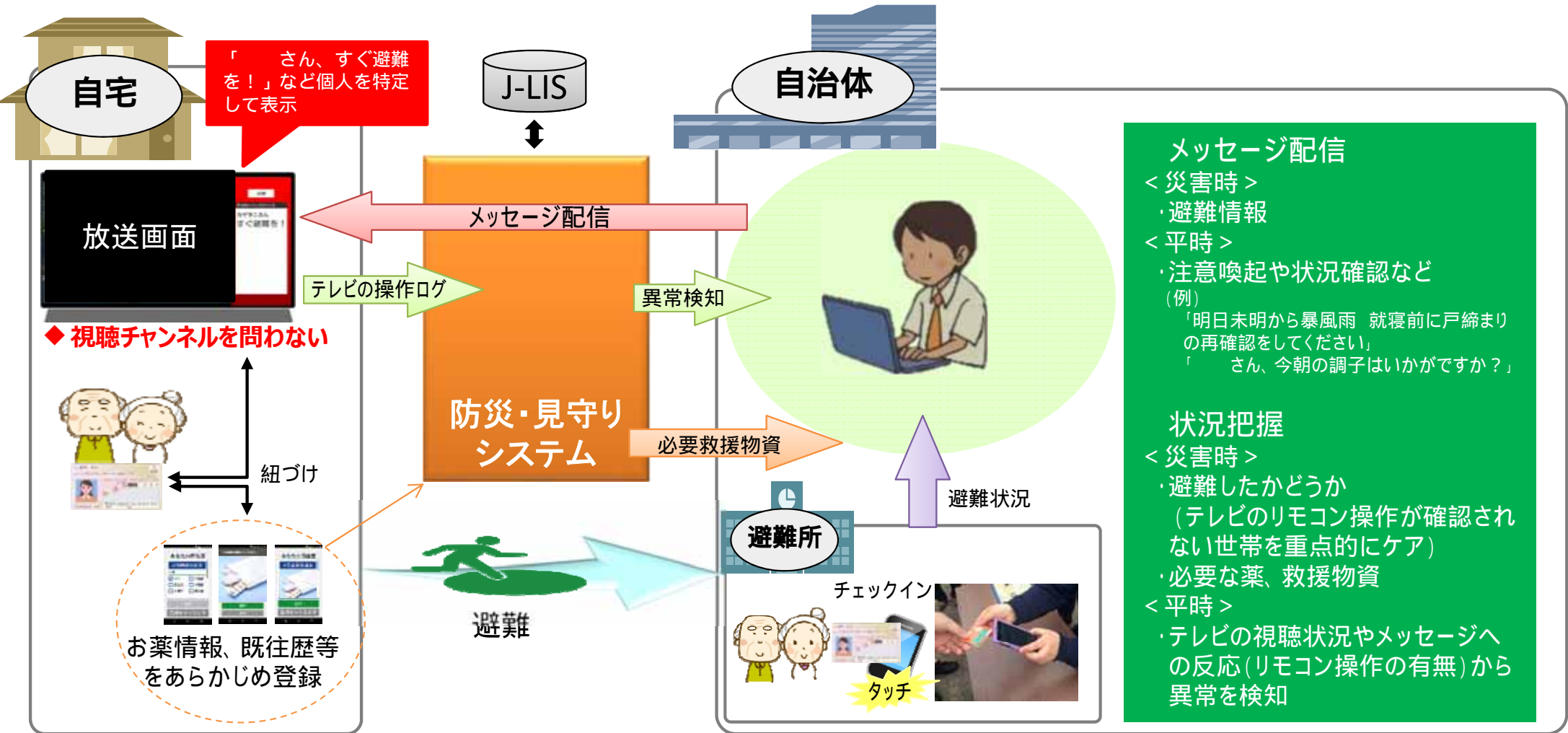




# マイナンバーカードとテレビを活用した防災・見守りシステム

マイナンバーカードとテレビを活用して、災害時は個人に最適な避難情報を配信するとともに避難所における住民の状況把握を可能とし、平時には自治体からの情報配信、住民の見守りを可能とする防災・見守りシステムの実証事業を実施。現在、自治体のニーズ等に合わせて柔軟に組み合わせて提供できるよう、実用化に向けた検討を実施。

【実証地域】北海道西興部村、徳島県美波町（平成27～28年度）



- メッセージ配信**
  - < 災害時 >
    - ・避難情報
  - < 平時 >
    - ・注意喚起や状況確認など

(例)

「明日未明から暴風雨 就寝前に戸締まりの再確認をしてください」

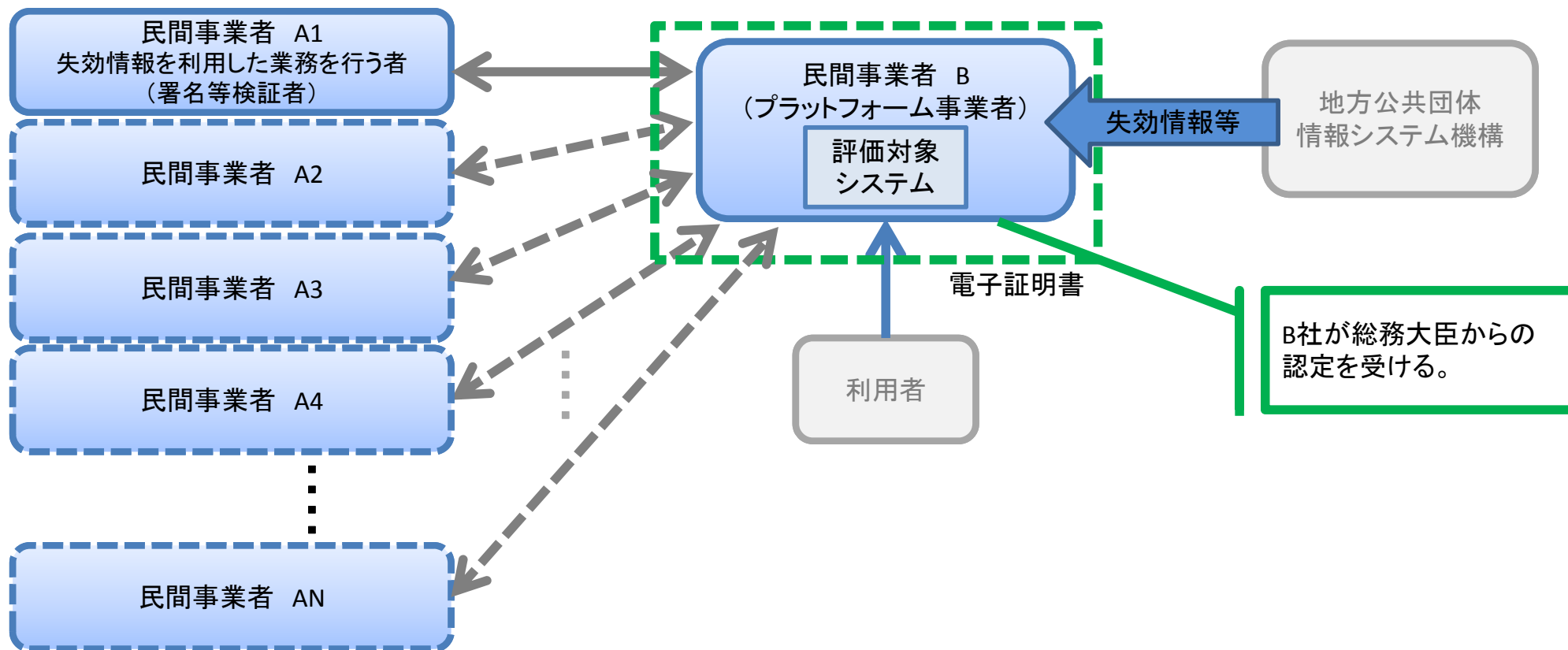
「さん、今朝の調子はいかがですか？」
- 状況把握**
  - < 災害時 >
    - ・避難したかどうか
    - (テレビのリモコン操作が確認されない世帯を重点的にケア)
    - ・必要な薬、救援物資
  - < 平時 >
    - ・テレビの視聴状況やメッセージへの反応(リモコン操作の有無)から異常を検知

(連絡先)  
総務省 情報通信国際戦略局 情報通信政策課  
TEL : 03-5253-5735 E-mail : kyotsu-id@ml.soumu.go.jp



# 「プラットフォーム事業者」を活用した公的個人認証サービスの利用の推進について

- 公的個人認証サービスの利用のために必要となる「電子証明書の受付・有効性確認等のためのシステム」を、各民間事業者（署名等検証者）が個別に整備・運用するのではなく、特定事業者（いわゆる「プラットフォーム事業者」）が整備し、これを、各民間事業者が利用することとすれば、いわゆる「割り勘効果」により、各民間事業者の導入・利用コストを大きく削減することが期待できる。
- こうした、プラットフォーム事業者を活用した公的個人認証サービスの利用の拡大を推進するため、制度面において、以下の趣旨の措置を講じている。
  - ① 「総務大臣の認定」（法17条1項6号）について  
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が認定を受けることができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。
  - ② 「機構への届出」（法第17条第1項）について  
「電子証明書の受付・有効性確認のためのシステム」の全部を、プラットフォーム事業者に委託する場合には、各民間事業者に代わり、プラットフォーム事業者が届出を行うことができることとし、各民間事業者の負担を軽減する。



## 公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その )

- ・ マイナンバーカードに格納された電子証明書等を活用する公的個人認証サービスは、総務大臣の認定を受けることを前提に、民間事業者へも利用が開放されている。(2016年1月1日～)
- ・ 2017年3月27日時点で以下の10社について大臣認定を行っている。

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
<b>プラットフォーム(PF)事業者</b>		
① 日本デジタル配信(株) (JDS)	2016年2月12日	・ケーブルテレビの画面から、リモコンとマイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、生命保険会社から送付される各種通知の閲覧、終身年金に係る現況届の電子的な送信を行う。(2015年度実証実験(ケーブルテレビ事業者・生命保険会社・日本郵便))
② (一社)ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構 (TOPIC)	2016年2月12日	・マイナンバーカード(公的個人認証サービス)を活用して、パソコン等から母子健康情報を閲覧できるサービスを実施。(2016年3月～前橋市(群馬県)ほか5団体でサービス開始) ・加えて、前橋市(群馬県)の医療機関間におけるデータ連携の実現に向けて実証中。
③ NTTコミュニケーションズ (株)	2016年4月28日	・自社のMVNO事業者(OCN)の利用者登録の場面において、電子署名による本人確認を実施。(2016年11月28日開始) ・その他、金融機関における口座開設の際の本人確認等についても、拡大していく予定。
④ GMOグローバルサイン(株)	2016年5月25日	・証券金融業を行うグループ会社(GMOクリック証券)の口座開設時の本人確認業務で活用。(2016年11月26日開始) ・盗品流通の防止の観点から、古物営業事業における本人確認にも活用予定。 ・電子証明書の失効を契機とした利用者の氏名・住所等の基本4情報の変更を覚知する、いわゆる“現況確認”のサービスも想定。

# 公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その )

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
⑤ (株)NTTデータ	2016年7月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証サービスを活用した本人確認の機能をプラットフォームサービスで提供する「BizPICO」を事業者向けに開始(2016年7月開始)</li> <li>・当該サービスの提供を受ける予定の事業者と調整中であるが、まずは、住宅ローン契約代行事業者の本人確認業務での活用が見込まれている。</li> <li>・その他、金融機関における口座開設、クレジットカードや携帯電話の利用申し込み及び保険契約の諸手続き等の厳格な本人確認が求められる場面や、年金保険の現況確認及び利用者認証機能を活用したサービスも実施予定。</li> </ul>
⑥ サイバートラスト(株)	2016年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証を用いたオンラインでの本人確認や所在変更確認等を実現するプラットフォーム事業者として、「オンライン本人確認プラットフォームサービス」をクラウドサービスとして事業者向けに提供(2016年9月開始)</li> <li>・銀行口座開設や保険契約など金融分野における本人確認業務の電子化によるコスト削減や業務効率化、電子商取引における本人確認による安心・安全な取引を実施予定。</li> </ul>
⑦ 株式会社野村総合研究所	2017年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的個人認証サービスを活用したオンラインでの本人確認サービス「e-NINSHO」をプラットフォームとして提供予定。</li> </ul>
⑧ 凸版印刷株式会社	2017年3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭消費貸借契約及びその証跡保管を電子的に行うことができるプラットフォームサービスを提供し、株式会社三菱東京UFJ銀行の住宅ローン関連手続での導入を予定(2017年4月下旬予定)</li> </ul>

※プラットフォーム(PF)事業者・・・公的個人認証サービスを利用するために必要となる電子証明書の有効性確認等のシステムを整備し、その機能をクラウドサービスとして各民間事業者を提供する事業者

# 公的個人認証サービスの民間事業者に係る大臣認定の実績について(その )

事業者名	大臣認定日	具体的な利活用シーン
<b>単独のサービスプロバイダー事業者</b>		
① (一社)スマートテレビ連携・地域防災等システム普及高度化機構	2016年2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ登録した利用者のマイナンバーカード(公的個人認証サービス)と連携したスマートテレビに、個人を特定して避難を促すメッセージを表示。また、避難所において住民がチェックインを行うことによる避難状況確認を行う。(2015年度実証実験(徳島県美波町))</li> </ul>
② (株)システムコンサルタント	2016年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子署名を用いることで、紙の契約書を使わずに、オンライン上で契約を行うことができる電子契約サービス「StampPro.」を提供中</li> <li>・サービスの提供には自己で発行した電子証明書が必要なため、法人間の契約が主であったが、公的個人認証サービスの電子証明書を使用することで、個人事業主との業務委託契約など法人対個人の契約が容易に可能となる(2016年中開始予定)</li> <li>・今後は、住宅ローンの「金銭消費貸借契約書」などのBtoCでの電子契約に展開予定</li> </ul>

・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズがサービス提供事業者として実施

< 従来の本人確認の方法 >

従来、MVNOの音声SIMのパッケージの購入時、利用者（購入者）は、係員同伴のもと、販売代理店の店舗においてマイページから購入申込みを行っていました。その際、係員は携帯電話不正利用防止法で定められた本人確認書類の確認を行い、利用者は本人確認書類の画像等を手間と時間をかけながら事務センターにアップロードしていました。

MVNO：Mobile Virtual Network Operatorの略で、携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供する事業者のこと

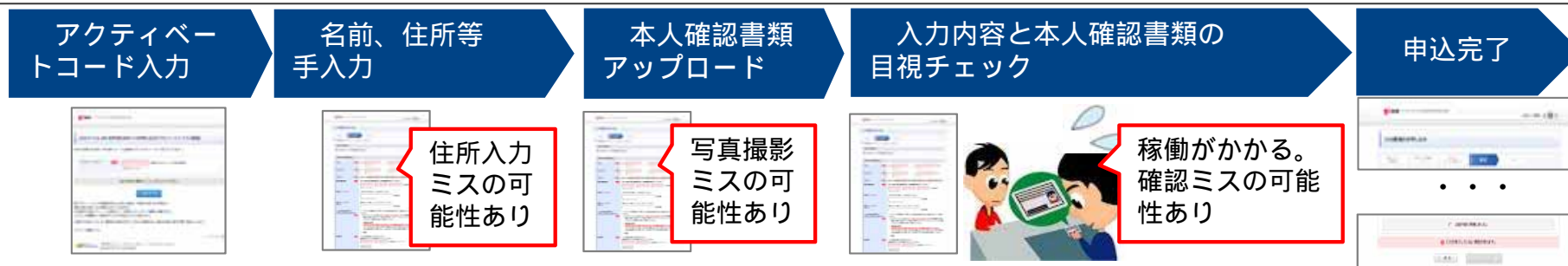
< 公的個人認証サービスの利用 >

今後、マイナンバーカードの普及に伴い、「本人確認書類 = マイナンバーカード」の比率が増えることが想定されるため、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズの公的個人認証サービスを利用した本人確認のサービスを利用することで、以下のとおり本人確認の自動化を行います。本人確認の自動化により、以下の効果が期待できます。

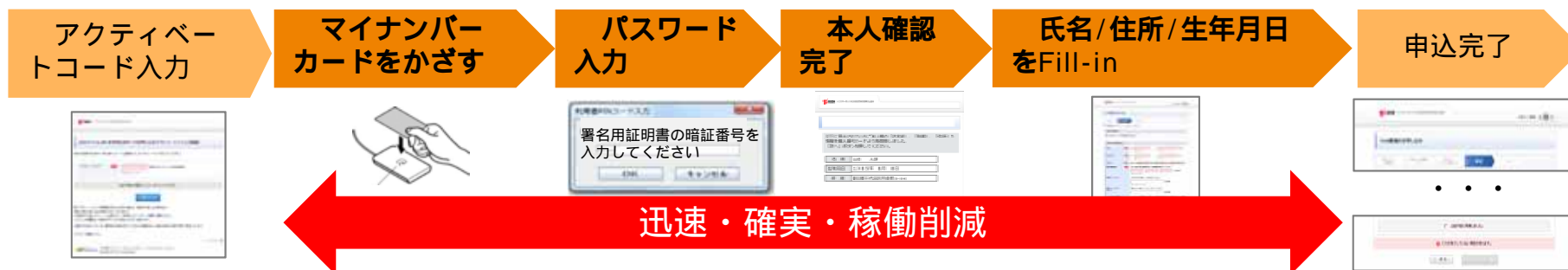
- (1) 販売代理店におけるお客様対応時間の短縮（対応できないことで逃がしていたお客様が減る）
- (2) 本人確認の法的義務の確実な実行（店舗等でのチェックミスが無くなる）
- (3) お客様による住所等の記載ミスが無くなる（本人確認書類とのアンマッチが無くなる）

< サービス開始日 > 2016年11月28日 ヨドバシカメラマルチメディアAkiba・梅田でサービス実施中

< 現状 >



< 導入後 >





・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

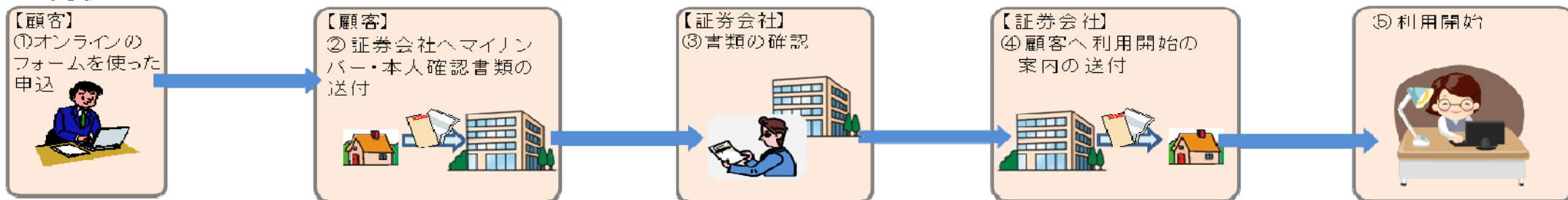
<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

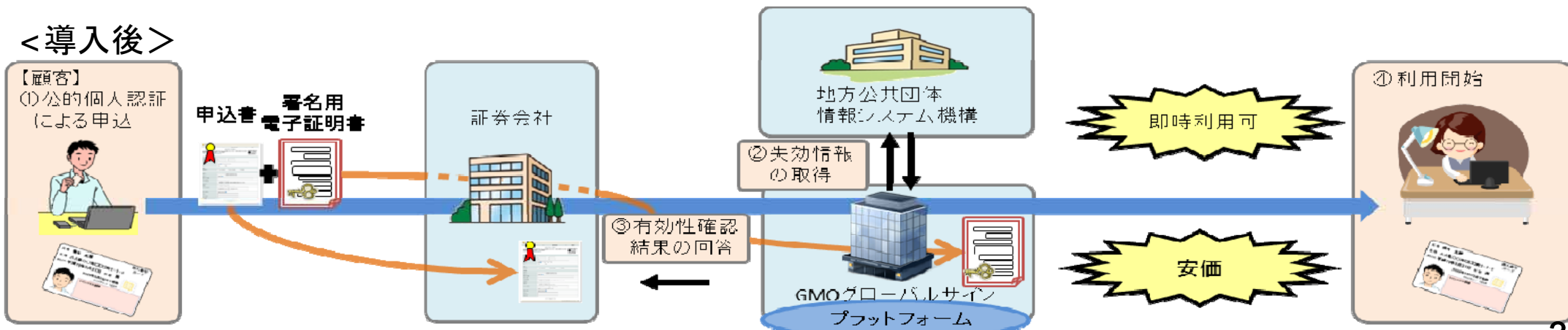
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



- ・NTTデータがプラットフォーム事業者、エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供事業者として実施  
現状では、人的な確認や複写（COPY）による証跡等により本人確認を行っていますが、決して利便性の高いものとは言えません。また、今後、金融取引だけではなく不動産取引を始め、増加が見込まれる非対面によるネット取引市場において、取引当事者が在宅のままで取引を完結させるためには、この本人確認とその法律行為の意思確認をすべてインターネットで完結することは大きな課題でありました。

< 公的個人認証サービスの利用 >

NTT データの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスにより、利用者の認証と本人確認を実施し、犯罪による収益の移転防止に関する法律で定められる本人確認記録の自動生成を行います。  
これにより対面、非対面を問わず、本人確認をオンライン上で実施することが可能となり利便性の向上が見込まれます。

< サービス開始日 > 2016年7月27日 ユーザ利用開始日：2016年12月1日

< 現状 >

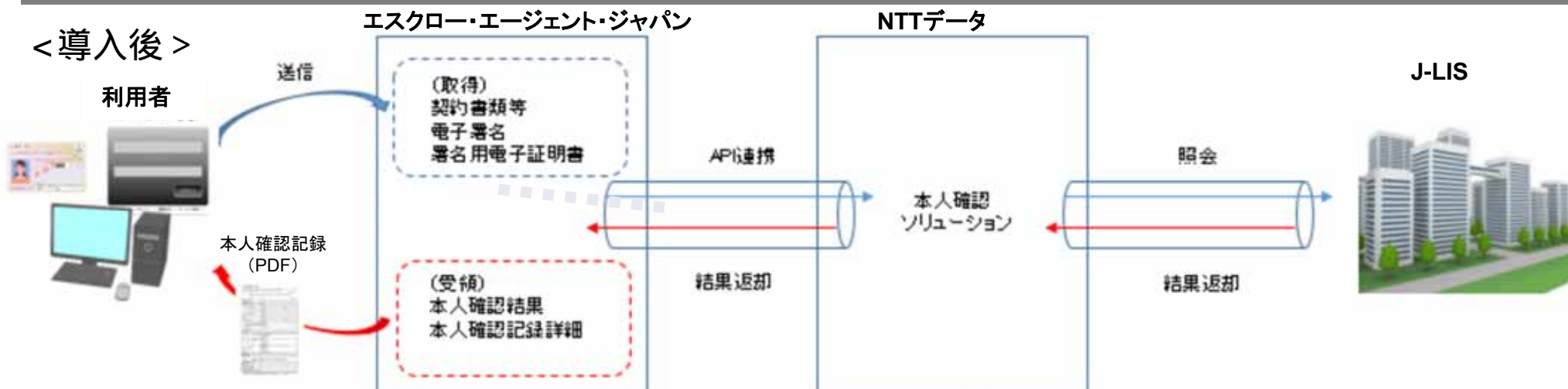
対面による  
本人確認



本人確認書類の  
写しの郵送による提出



< 導入後 >



# 公的個人認証サービス 民間利用事例 住宅ローン契約手続を電子化するサービス

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱東京UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

## <従来の住宅ローンの契約の方法>

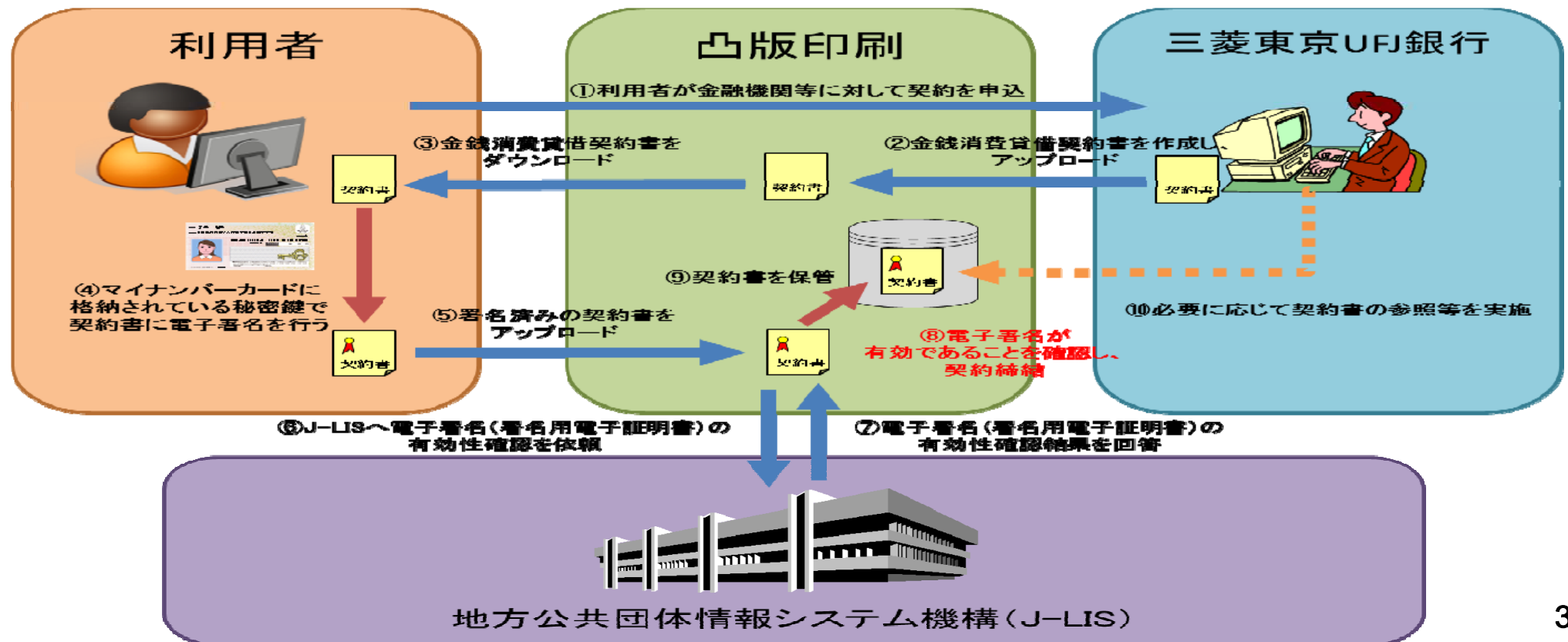
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

## <公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店が必要なくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要なくなる

<サービス開始日> 2017年4月下旬 三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始予定



# 医療等分野における番号制度の導入

日本再興戦略 改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)

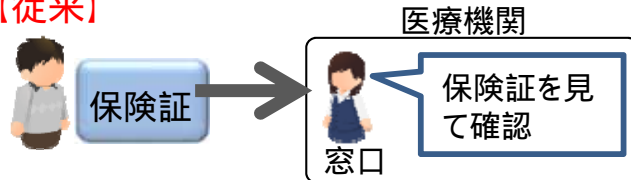
## ○ 医療等分野における番号制度の導入

- ・ セキュリティの徹底的な確保を図りつつ、マイナンバー制度のインフラを活用し、**医療等分野における番号制度を導入**する。  
【2018年度から段階的運用開始、2020年までに本格運用】
- ・ 地域の医療機関間の情報連携や、研究開発の促進、医療の質の向上に向け、**医療等分野における番号の具体的制度設計**や、固有の番号が付された個人情報の取扱いルールを検討する。【**本年末までに一定の結論を得る**】

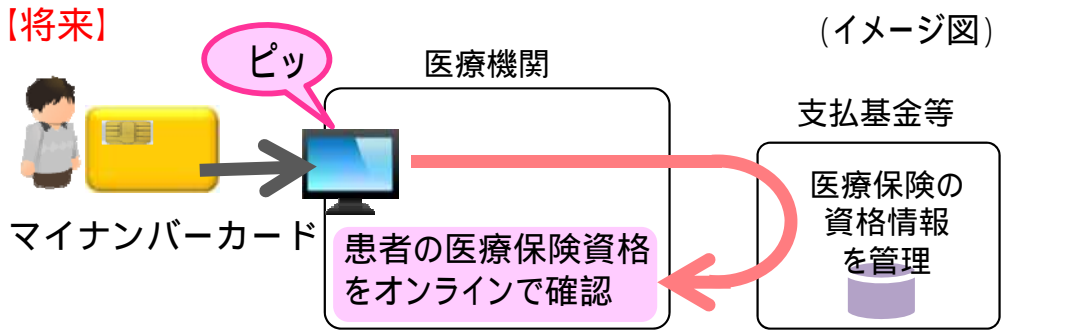
## マイナンバーカードを健康保険証として利用可能にする

マイナンバーカードで、医療機関の窓口での医療保険資格の確認ができる仕組みを構築する。(オンライン資格確認)

【従来】



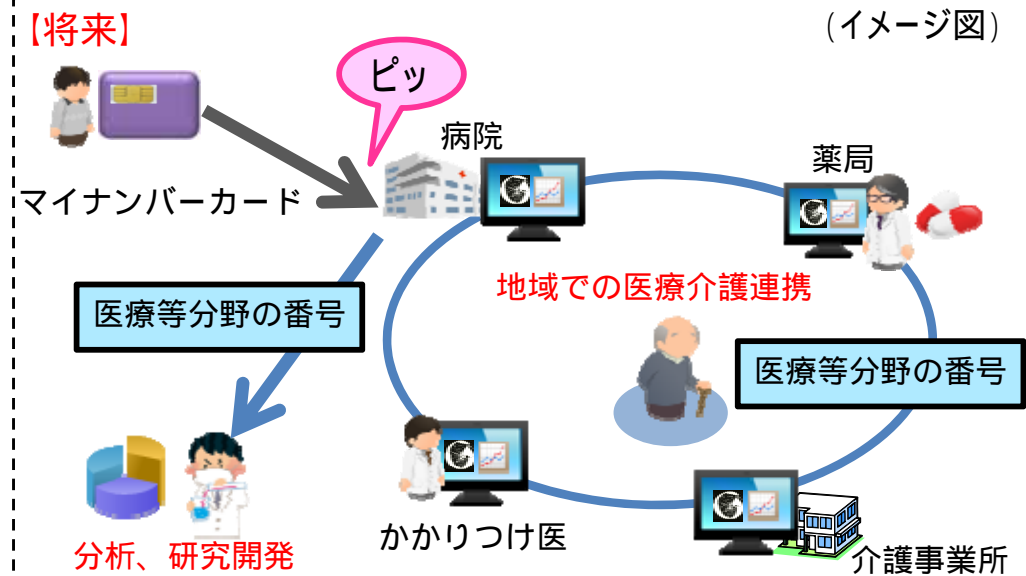
【将来】



## 医療連携や研究に利用可能な番号の導入

病院、診療所間の患者情報の共有や、医学研究でのデータ管理などに利用可能な番号を検討、導入

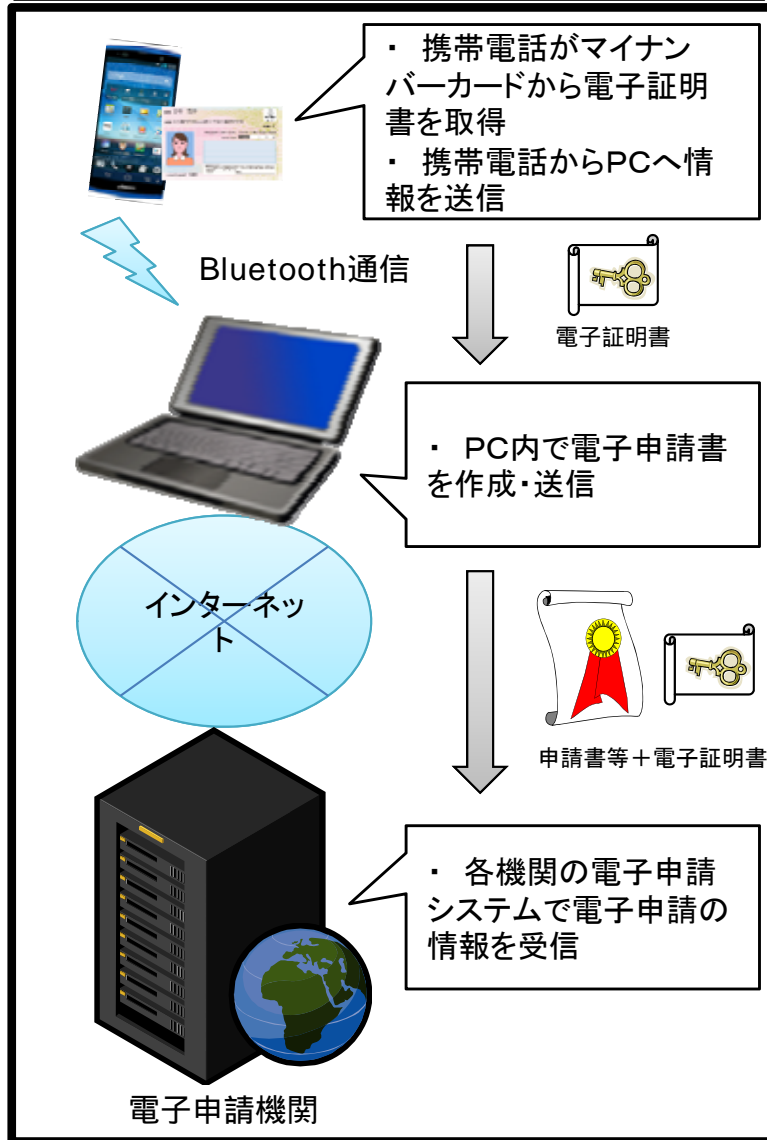
【将来】



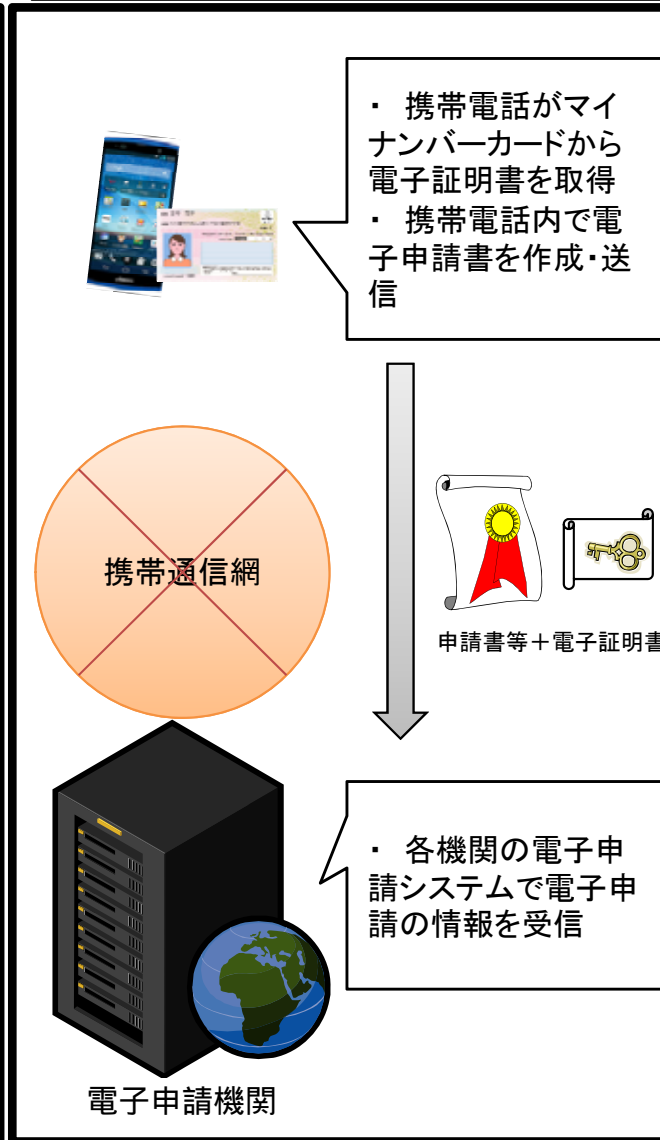


# 携帯電話を利用した公的個人認証サービスの活用方法

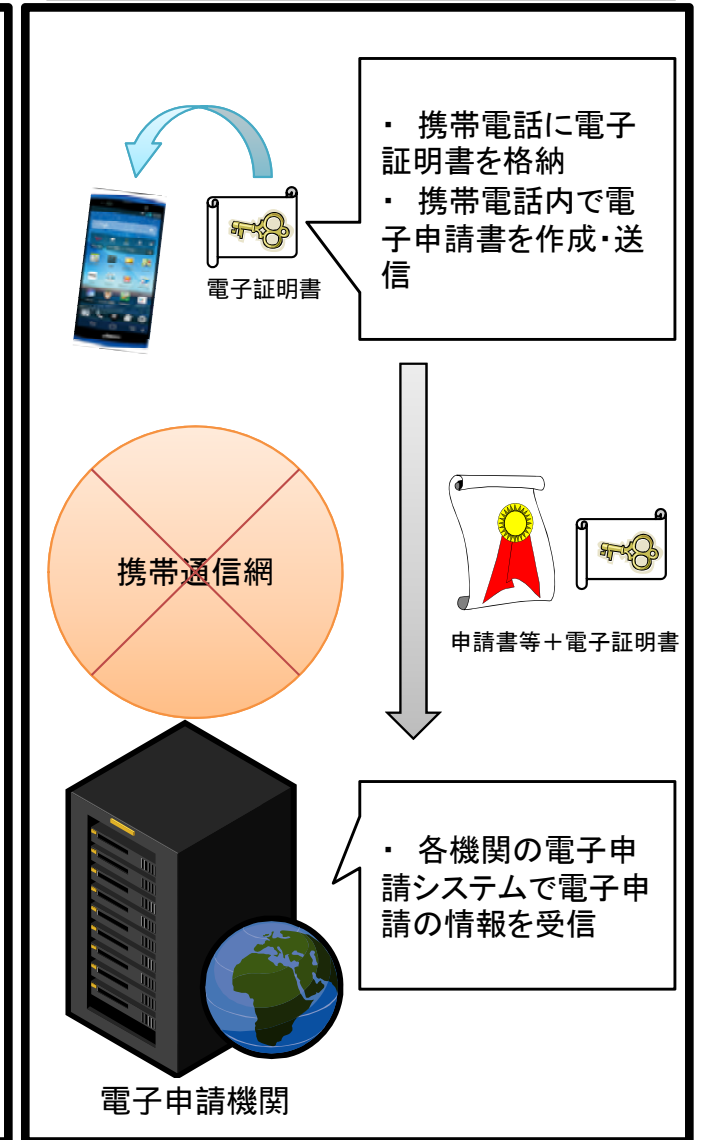
## 【方式1】携帯電話をICカードリーダーとして使用し、携帯電話とPCを連携させる



## 【方式2】携帯電話がICカードリーダーとPCの役割を担う



## 【方式3】携帯電話に電子証明書等を格納し活用する



※ 方式3については、市町村窓口で携帯電話に電子証明書を格納するための制度面・運用面の検討や、携帯機器事業者との調整等を行っており、平成31年中の実現目指している。

# マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンについて

- マイナンバーカードの電子証明書情報の読み取りに対応したスマートフォンが登場。
- 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が、基準に適合した対応スマートフォンを順次公表。

 <p>ドコモスマートフォン AQUOS EVER SH-02J (H28.11.4発売)</p>	 <p>auスマートフォン AQUOS U SHV37 (H28.11.18発売)</p>
 <p>ドコモスマートフォン arrows F-01J (H28.12.2発売)</p>	 <p>auスマートフォン AQUOS SERIE mini SHV38 (H29.2.3発売)</p>
 <p>ソフトバンクスマートフォン AQUOS Xx3 mini (H29.2.3発売)</p>	 <p>ドコモスマートフォン arrows F-04J (H29.2.7発売) (H29.3現在)</p>

スマートフォンの  
背面にかざす



マイナンバー  
カード

## 【想定される利用シーン】

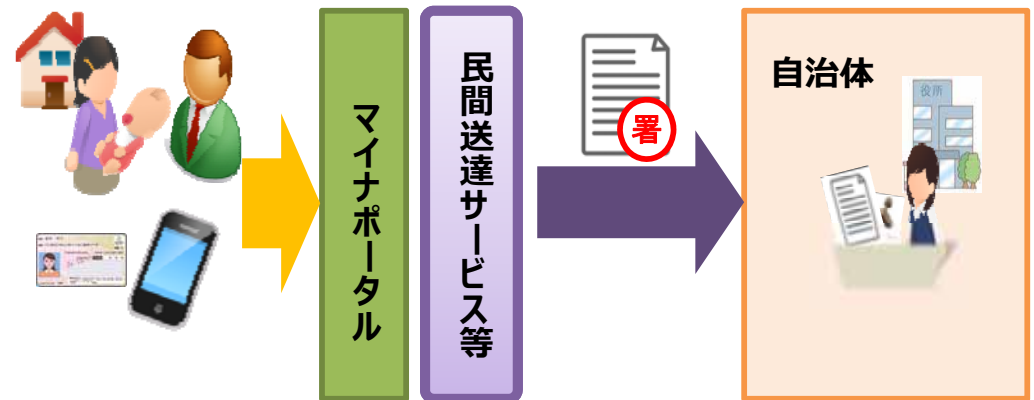
### インターネットバンキングへのログイン、残高照会等

インターネットバンキングのログイン時にマイナンバーカードをスマートフォンで読み取って認証



### マイナポータルへのアクセス

マイナポータルへのログインや子育て関連手続などの申請時の電子署名をスマートフォンから可能に



# マイナンバーカードの普及促進に取り組みます！

- 住民制度課では、各地方公共団体、民間事業者等からのご依頼を受け、会議やイベント等での講演など、マイナンバーカードの普及促進のためのPRを積極的に行っています。
- また、市町村長さまなどへのご説明の機会があれば、積極的に対応したいと考えています。
- 地方公共団体において、マイナンバーカードに関する説明会などを以下のような趣旨で開催される場合、ご依頼があれば住民制度課より講師を派遣しますので、下記連絡先まで、ご連絡をお願いします！

都道府県が、各都道府県内の市区町村の職員向けに開催する説明会

都道府県・市区町村が、内部の職員、議会の議員等向けに開催する説明会

市長会、町村会が、職員等向けに開催する説明会 等

## 総務省連絡先

総務省自治行政局住民制度課  
平野係長、小泉係長、猪俣事務官

E-mail: [juki@soumu.go.jp](mailto:juki@soumu.go.jp)

電話 : 03-5253-5397

# 「マイキーくん」の着ぐるみを貸し出しています！

地元のイベントなどで、マイナンバー制度や

マイナンバーカードをPRしていただける

地方自治体や民間事業者の皆様、

「マイキーくん」の着ぐるみをお貸しします！

詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。



平成28年3月8日 三鷹市様  
(CATV番組の撮影)

※ 2等身型(写真右上及び左下)と3等身型(写真右下)の2種類用意しておりますので、用途に応じてご利用いただけます。

※ 貸し出しは無料ですが、着ぐるみの運搬にかかる費用は、貸し出し先でご負担いただくようお願いしています。

## 総務省連絡先

公的個人認証サービス利用相談担当  
(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: [kouteki-kojin@soumu.go.jp](mailto:kouteki-kojin@soumu.go.jp)

電話 : 03-5253-5517



平成28年3月23日 徳島県様  
(公的個人認証利活用事業の実証イベント)

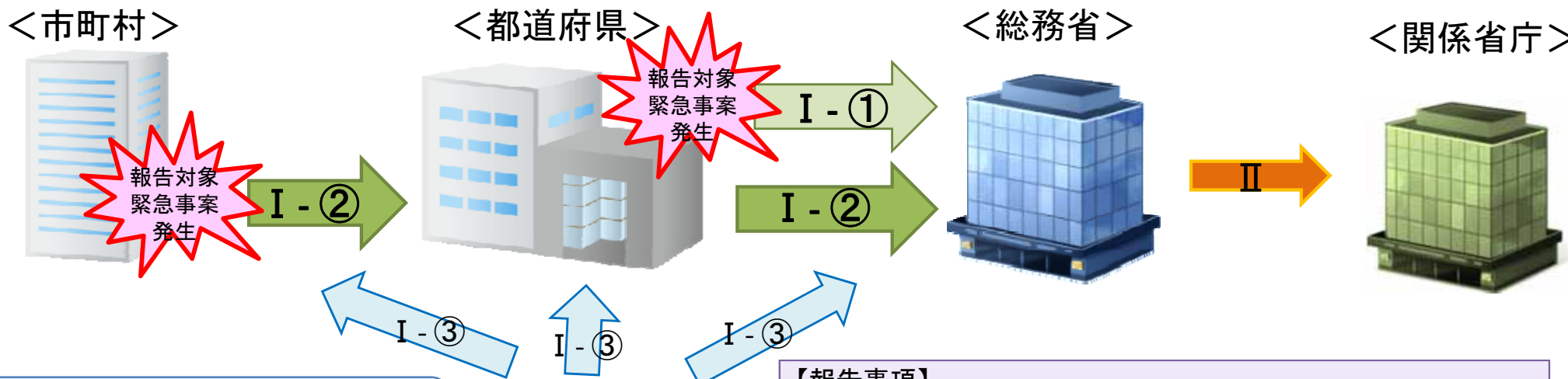


平成28年7月1日 飯泉 徳島県知事と  
(全国知事会情報化推進PTで着ぐるみご紹介)



# 住民制度課所掌事務に係る緊急事案の報告要領について

総務省自治行政局住民制度課(以下「住民制度課」という。)の所掌事務に関する個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等に該当する事案(これらに該当する可能性がある事案も含む。以下「報告対象緊急事案」という。)が発生した場合、住民制度課に対して直ちに報告。



## 【報告対象緊急事案】

次の事務に関する個人情報の漏えいや不正・不適切な取扱い等に該当する事案(可能性がある場合も含む。)

- ・住民基本台帳 ・通知カード及びマイナンバーカード
- ・住基ネット ・住民票関係情報の情報連携に関する事務

マイナンバーの変更が必要となる場合(必要となる可能性がある場合も含む。)におけるマイナンバーの漏えいに該当する事案(漏えいに該当する可能性がある事案を含む。)

## 【報告事項】

- ・発生元の団体名及び部課名
  - ・確認日時及び発生日時
  - ・報告対象緊急事案の概要(経緯・発生原因など)
  - ・報道発表予定の有無(有りの場合、その内容)
  - ・担当者及び連絡先(発生原因が特定できた段階)
  - ・報告対象緊急事案への対応策
  - ・報告対象緊急事案の再発防止策
  - ・その他報告対象緊急事案の全容把握及び対応に必要な事項(情報漏えいがある場合)
  - ・漏えいした情報の内容、件数、漏えい元、漏えい先 他
  - ・漏えいした情報の管理体制(人的体制、ネットワーク構成等)
- ※ 報告可能なものから順次報告。

**I - ① 都道府県で報告対象緊急事案が発生した場合、総務省に直ちに報告。**

**I - ② 市町村で報告対象緊急事案が発生した場合、直ちに都道府県へ報告。**

**市町村から報告を受けた都道府県は直ちに総務省に報告。**

**I - ③ J-LISにおいて報告対象緊急事案を検知した場合、発生した地方公共団体及び総務省へ直ちに報告。**

**報告を受けた地方公共団体は I - ①又は I - ②により総務省へ報告。**

**II 総務省は報告対象緊急事案の報告を受けた場合、報告対象緊急事案に対する措置を講じ、必要に応じて関係省庁へ連絡。**

## 住民制度課への報告を要する緊急事案の例

「住民制度課所掌事務に係る緊急事案の報告要領」に基づき、報告対象緊急事案が発生した場合には、直ちに住民制度課に報告が必要。

地方公共団体間で生じたマイナンバーの漏えい事案についても、マイナンバーの変更が必要となる場合（可能性がある場合も含む。）に該当するものは、直ちに住民制度課に報告いただきたい。

### <A市>

ふるさと納税のワンストップ特例制度に係る事務において、寄附者本人とは別人のマイナンバーを記載した特例通知書を、寄附者の住所地市町村に送付。

（寄附者の住所地市町村以外の市町村にマイナンバーを提供した場合、マイナンバーの漏えいに該当。）

#### ○緊急事案発生からの経過

- 1月30日 緊急事案発覚
- 2月9日 個人情報保護委員会へ報告
- 2月10日 総務省へ報告
- 2月17日 報道発表

緊急事案発覚から  
**12日目**で総務省報告

### <B市>

個人住民税に係る事務において、B市から前年中に転出した元住民の給与支払報告書を、転出先の市町村に送付する際、誤ってB市の現住者のマイナンバーを記載して送付。

（元住民の転出先市町村に、B市の現住者のマイナンバーを提供した場合、マイナンバーの漏えいに該当。）

#### ○緊急事案発生からの経過

- 2月14日 緊急事案発覚
- 3月1日 個人情報保護委員会へ報告
- 3月7日 報道発表
- 3月7日 総務省で覚知（報道発表により）

緊急事案発覚から  
**22日目**で総務省覚知

# 住民票関係情報の情報連携について

## 住民票関係情報

- 住民制度課所管の提供情報は住民票の世帯情報(以下「住民票関係情報」という。)である。
- 住民票関係情報の具体のデータ項目については、以下のとおり。

### 続柄コード

各続柄に対応したコードの値を第1世代から最大第4世代まで登録する。コードの値は既存住基システムにおいて設定されているものを中間サーバーの副本登録でも使用する。

(例) 【続柄:コードの値】⇒【祖父:62】【弟:74】【子:20】と対応しているため、  
「祖父」と登録するときは、「62 □ □ □」となる(第1世代に「62」を入れ、第2世代以降を空欄)。  
「祖父の弟の子」と登録するときは、「62 74 20 □」となる(第1世代から第3世代までに  
「62」「74」「20」を入れ、第4世代を空欄)。

### 世帯番号

各市区町村が各世帯を一意に管理するために指定する番号を登録する。

### 【住民票関係情報(住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項)のデータ標準レイアウト(抜粋)】

項番	特定個人情報項目コード	版番号	データ項目	データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長		繰り返し	データ項目説明	提供可能となる情報の状況			データ項目 備考	項目値番号	有効期間	
						桁数	可変/固定			毎年の登録月日	毎年の確認月日	提供可能となる過年(度)分の年数			開始	終了
1	TK0000010000000	1.0	住民情報	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2016/9/1	-
2	TK00000100000010	2.0	世帯主との続柄コード	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2016/9/1	-
3	TK00000100000020	2.0	続柄コード1	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 1世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	KM0010010	2016/9/1	-	
4	TK00000100000030	2.0	続柄コード2	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 2世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	続柄 1世代目で表現できない場合に設定する。1世代目のみで表現できる場合は空白とする	KM0010020	2016/9/1	-
5	TK00000100000040	2.0	続柄コード3	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 3世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	続柄 1、2世代目で表現できない場合に設定する。1、2世代目で表現できる場合は空白とする	KM0010030	2016/9/1	-
6	TK00000100000050	2.0	続柄コード4	文字列	半角英数字	2	固定	-	「住民基本台帳ネットワークシステム システム構築手引書」に示される「続柄 4世代目」のコードを指定する	申請時に随時	なし	5年	続柄 1、2、3世代目で表現できない場合に設定する。1、2、3世代目のみで表現できる場合は空白とする	KM0010040	2016/9/1	-
7	TK00000100000060	2.0	世帯番号	文字列	半角英数字	15	固定	-	・市町村内で住基世帯を一意に管理するための番号を指定する。 ・左詰めで設定することとし、15桁に満たない場合は空白にて補充する。	申請時に随時	なし	5年		2016/9/1	-	

# 住民票関係情報の副本登録に係るルールについて

## 副本登録(更新)の期限

- 住民票関係情報に異動等があった場合、原則、住基ネットの本人確認情報の更新通知と同時に中間サーバーへの副本登録を行う。
  - ※ 本人確認情報の更新を伴わない住民票関係情報の異動等の場合や既存住基システムの仕様上、本人確認情報と同時に副本登録を行うことができない場合は、最低でも日次処理で副本登録を行う。
  - ※ 中間サーバーとの連携可能時間以外に住民票関係情報の異動等の処理を行った場合は、翌開庁日の中間サーバーとの連携可能時間に副本登録を行う。

## 情報連携開始時点の情報提供対象

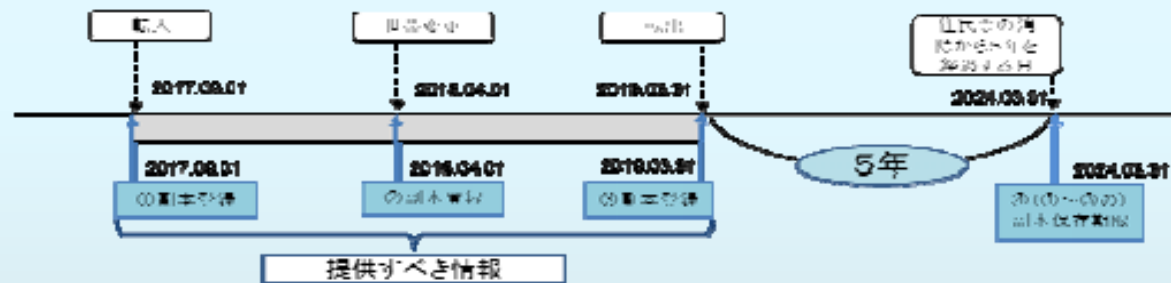
- 原則として平成29年4月1日時点の情報から副本登録を行う。(原則として平成29年4月1日時点の情報から副本データを作成・登録し、それ以降は住民票関係情報の異動等があるたびに副本データを作成・登録する。)
  - ※ 各市区町村の実情に応じ、平成29年4月1日以前の情報から提供することも可能。

## 情報提供すべき年の範囲

- 住民票を削除した日から5年を経過する日まで中間サーバーに登録し、情報提供する。
- 提供すべき情報の範囲は、最初に中間サーバーに登録した日を起点とし、住民票を削除した日までの期間に中間サーバーに登録(更新)を行った全ての情報。
  - ※ 住民票の削除があった日から5年を経過した情報を中間サーバーに残すこととしても問題ないが、自治体中間サーバーの運用において保存できる期限を制限する可能性もある。

### 【情報提供すべき年の範囲の例】

- ①2017年9月1日に転入。同日を確定時点として、住民票関係情報の副本を登録。
- ②2018年4月1日に世帯変更。同日を確定時点として、住民票関係情報の副本を登録。
- ③2019年3月31日に転出。同日を確定時点として、住民票関係情報の副本登録まとめタグを空タグにして登録。
- ④2024年3月31日(③の時点から5年を経過する日)までは、①～③で登録した副本(=提供すべき情報)を中間サーバーに保存。  
翌日の2024年4月1日以降、提供すべき情報の削除が可能。





# 住民票関係情報の確定時点について

## <原則>

住民票の消除を伴わない住民票関係情報の異動 = 異動年月日※を確定時点として副本登録

住民票の消除を伴う住民票関係情報の異動 = 異動年月日※を確定時点とし、副本登録まとめタグを空タグにして副本登録

※ 異動が実際にあった日であり、住民からの届け出日や市町村職員が住民票の記載等を行った日ではない。なお、住基ネットの本人確認情報も異動がある場合には、その異動年月日と同一年月日となる。

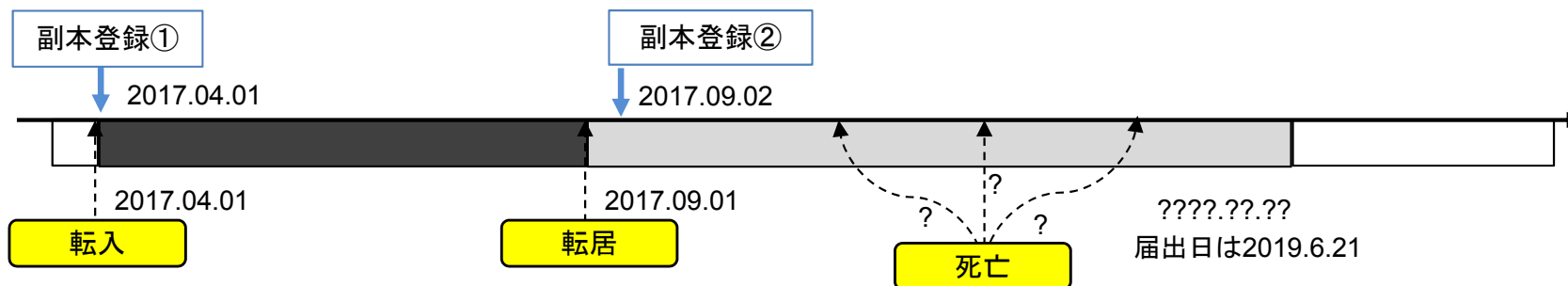
## 【例外1】死亡の年月日が不明である場合

死亡した者に係る直近の住民票の記載等が生じた日の翌日を確定時点として、副本登録まとめタグを空タグにして副本登録。

(例) 2017年4月1日に転入し、2017年9月1日に転居した者が死亡したが、死亡年月日が不明な場合(死亡の届出は2019年6月21日)

副本登録①: 転入日(2017年4月1日)の住民票関係情報を登録。

副本登録②: 住民票の修正記録がある日(転居日、2017年9月1日)の翌日(2017年9月2日)を確定時点として副本登録まとめタグを空タグにして登録。



## 【例外2】同年月日に複数回、住民票関係情報を副本登録する場合

既に副本登録されている住民票関係情報の登録レコードを上書き。

(例) 2017年4月1日に転入し、その後、同年月日で住民票関係情報の職権修正を行った場合

副本登録①: 転入日(2017年4月1日)の住民票関係情報を登録。

副本登録②: 転入日(2017年4月1日)と同年月日を確定時点とした情報の職権修正等を行った場合、副本登録①の登録レコードを上書きして修正後の情報を登録。

